平成２８年度

学　生　便　覧

長 崎 大 学 薬 学 部

目　次

長崎大学の理念，目標，ポリシー等 ---------------- 1

薬学部の理念，目標，ポリシー等 ---------------- 2

薬学科のカリキュラム・ポリシーとカリキュラム・マップ ---------------- 4

薬科学科のカリキュラム・ポリシーとカリキュラム・マップ ---------------- 5

長崎大学薬学部規程 ---------------- 6

薬学部教科の履修について ---------------- 15

長崎大学における学生の懲戒に関する指針 ---------------- 20

学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン ---------------- 26

在学中の注意事項 ---------------- 30

諸手続一覧 ---------------- 34

就職・受験資格の取得 ---------------- 35

薬剤師国家試験及び免許取得について ---------------- 36

薬剤師国家試験受験資格を得るための履修モデルについて ---------------- 37

薬剤師国家試験受験資格を得るための薬学部科目等履修生（履修モデルを含む）等の履修について ---------------- 38

医歯薬学総合研究科附属薬用植物園 ---------------- 40

薬学部本館平面図 ---------------- 42

医歯薬学総合研究棟（歯学部本館）平面図 ---------------- 45

交通アクセス ---------------- 46

薬学部キャンパス配置図 ---------------- 47

長崎大学の理念，目標，ポリシー等

Ⅰ　長崎大学の理念

長崎大学は，長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ，豊かな心を育み，地球の平和を支える科学を創造することによって，社会の調和的発展に貢献する。

Ⅱ　長崎大学の基本目標

地域社会とともに歩みつつ，世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続ける。

Ⅲ　長崎大学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

長崎大学では，各学部・学科に共通する学士の資質として，次の能力を身につけた者に学位を授与します。

１．研究者や専門職業人としての基盤的知識を修得している。
２．自ら学び，考え，主張し，行動することができる。
３．地球環境と社会の多様性を理解することができる。
４．グローバルな視点で，地域社会及び将来世代に貢献する志を身につけている。

Ⅳ　長崎大学のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成および実施方針）

長崎大学では，次の方針のもとに学士課程のカリキュラムを編成し，実施します。

１．教養教育において，社会に貢献できる市民として求められる多様な基礎的知識・スキルや主体的な学修能力を育成するとともに，日本語や英語などでのコミュニケーション能力を培う。
２．教養教育と専門基礎教育の有機的接合によって大学で学ぶための基盤的能力を総合的に培う。
３．専門教育科目において，各学部・学科で求められる専門性を体系的に修得できるよう科目群を配置する。

薬学部の理念，目標，ポリシー等

Ⅰ　薬学部の理念と教育目標

【理念】

「ヒトの健康を目指して」の標語のもと，医薬品の創製，医療，健康・環境に関する基礎及び応用の科学を教育，研究すること，並びに「くすり」の専門家として社会的使命を遂行し得る人材の養成を以て社会に貢献する。

【教育目標】

１．大学教育における基本的教養と専門の基礎となる幅広い知識を修得させ，豊かな人間性と高い倫理観を持つ人材を育成する。

２．薬学に関する高度の専門的知識を修得させ，薬の専門家として社会に貢献しうる人材を育成する。

Ⅱ　薬学科の教育目標

１．医療人に必要な豊かな人間性、高い倫理観及び知性を育む。

２．医療の場で薬剤師に必要とされる知識、技能及び態度を形成する。

３．様々な医療の場で通用する実践力を形成する。

４．「くすり」の専門家として必要な課題発見能力や問題解決能力を形成する。

Ⅲ　薬科学科の教育目標

１．薬学が人間の生命に拘わる学問であることを踏まえ、薬学分野の研究者・技術者に必要とされる豊かな人間性、高い倫理観、知性を育む。

２．薬学分野の研究者・技術者に必要な薬学領域全般にわたる基礎的知識と技能を形成する。

３．研究の現場で実践的な教育を長期的かつ継続的に行い，薬学分野の研究者・技術者としての基盤となる課題発見能力や問題解決能力を形成する。

Ⅳ　薬学科のディプロマ・ポリシー

おもに基礎科目を通して

A　化学物質の物理的性質を理解し，医薬品や生体分子の解析法を説明できる。

B　化学反応の理解に基づき，医薬品の合成法，機能や働きを説明できる。

C　自然が生み出す薬物について，起源，有効成分や薬効を説明できる。

D　生命体の成り立ちを，個体，器官，細胞，分子のレベルで理解している。

E　生体の機能調節や生体防御に関する基本的知識を身につけている。

F　ヒトとその集団の健康維持や健康と化学物質，環境との関わりを理解している。

おもに臨床科目を通して

G　医療の担い手としてのこころ構えと倫理観を身につけている。

H　薬物の製剤化の意義と方法を理解し，投与形態や体内動態制御法を説明できる。
I　薬学研究や医療に関わる情報を，主体的に収集し，活用できる。
J　代表的な疾病とその薬物治療法について説明できる。
K　薬剤師を取り巻く法律と制度を理解し，社会保障制度を論じることができる。

おもに実習科目を通して
L　薬学分野の研究に必要な基本的実験技術に習熟している。
M　医療チームの一員として，医療の場で必要とされる薬剤師の役割を理解し果たすことができる。
N　医療薬学分野における課題を発見し，問題解決に取り組むことができる。
O　専門分野の英語で書かれた学術論文を読解し，解説できる。
P　卒業研究を論文にまとめ，口頭発表し，討議できる。

V　薬科学科のディプロマ・ポリシー

おもに基礎科目を通して
A　化学物質の物理的性質を理解し，医薬品や生体分子の解析法を説明できる。
B　化学反応の理解に基づき，医薬品の合成法，機能や働きを説明できる。
C　自然が生み出す薬物について，起源，有効成分や薬効を説明できる。
D　生命体の成り立ちを，個体，器官，細胞，分子のレベルで理解している。
E　生体の機能調節や生体防御に関する基本的知識を身につけている。
F　ヒトとその集団の健康維持や健康と化学物質，環境との関わりを理解している。
G　医薬品の探索から臨床試験に到る創薬過程を包括的に理解している。

おもに臨床科目を通して
H　医療の担い手としてのこころ構えと倫理観を身につけている。
I　薬物の製剤化の意義と方法を理解し，投与形態や体内動態制御法を説明できる。
J　薬学研究や医療に関わる情報を，主体的に収集し，活用できる。

おもに実習科目を通して
K　薬学分野の研究に必要な基本的実験技術に習熟している。
L　薬学分野における課題を発見し，問題解決に取り組むことができる。
M　専門分野の英語で書かれた学術論文を読解し，解説できる。
N　卒業研究を論文にまとめ，口頭発表し，討議できる。

薬学科の
カリキュラム・ポリシー

特徴1: チーム医療の実践のために、医学部・歯学部と連携した共修科目（実習も含む）を採り入れています。

特徴2: 5年次からは、実務実習（病院と薬局）に加えて、大学病院の診療科や離島の医療施設で高次臨床実習があります。

特色ある科目

（1年次） 薬学概論Ⅰ、Ⅱ
前期の概論Ⅰで医薬品の開発、使用や管理などについて学びます。後期の薬学概論Ⅱでは製薬企業、病院、薬局を見学し、卒業後の現場の状況を知ります。

（2年次） 生理・解剖学Ⅰ、Ⅱ
人体のミクロからマクロにいたる構造について生理機能と対応させながら学びます。

（3年次） 薬物治療学Ⅰ、Ⅱ
歯学部学生と共修し、さまざまな内科疾患とその治療に関する知識を修得します。

（3年次）薬剤学Ⅱ
薬の剤形（錠剤、散剤、注射剤など）やその製造方法を学びます。また、薬を体内の必要な部位へ運搬するシステムの手法も理解します。

（4年次） 実践薬学Ⅰ、Ⅱ
薬剤師に必要な調剤や服薬指導などの基本を学びます。また、医薬品の適性使用についても学びます。

教育目標

1 医療人に必要な豊かな人間性、高い倫理観及び知性を育む。
2 医療の場で薬剤師に必要とされる知識、技能及び態度を形成する。
3 様々な医療の場で通用する実践力を形成する。
4 「くすり」の専門家として必要な課題発見能力や問題解決能力を形成する。

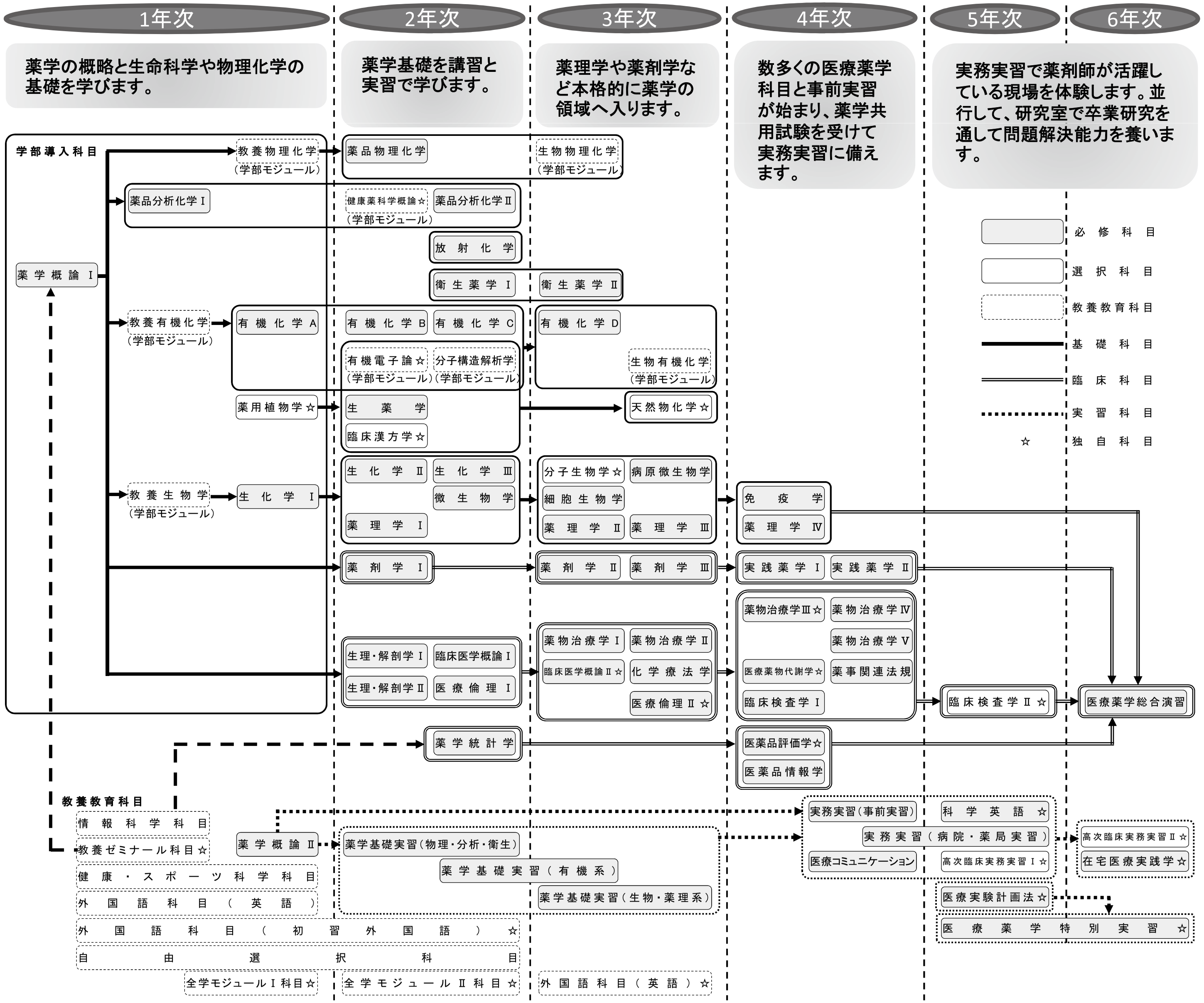

薬科学科の
カリキュラム・ポリシー

特徴1： 創薬の知識や技術の基礎となる化学、物理学、生物学などの基礎科学教育を重視しています。

特徴2： ほぼ全員が大学院に進学する研究者養成プログラムで、4年次には最先端の研究に従事します。

教育目標

1 薬学が人間の生命に拘わる学問であることを踏まえ、薬学分野の研究者・技術者に必要とされる豊かな人間性、高い倫理観、知性を育む。
2 薬学分野の研究者・技術者に必要な薬学領域全般にわたる基礎的知識と技能を形成する。
3 研究の現場で実践的な教育を長期的かつ継続的に行い，薬学分野の研究者・技術者としての基盤となる課題発見能力や問題解決能力を形成する。

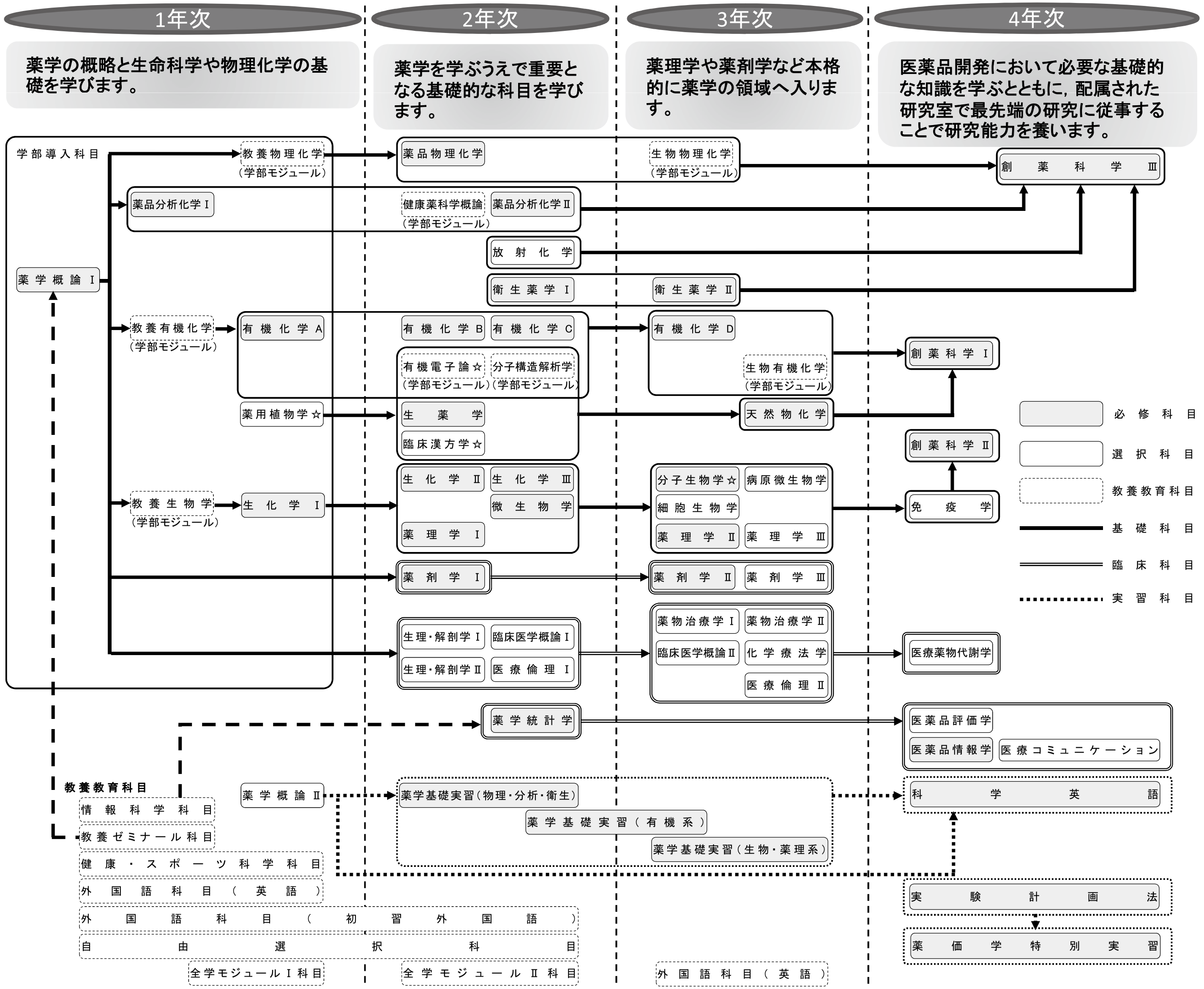

特色ある科目

（1年次） 薬学概論 II
製薬企業、研究所を見学し、卒業後の現場の状況を知ります。また研究者として活躍中の卒業生による講演会や4年生による卒業研究の説明を聴講し、進路実現に向けた大学生活の送り方を学びます。

（2年次） 薬品分析化学 II
薬学における分析化学の重要性を理解して、各種機器分析法の原理を修得し、これらの分析法の医薬品、生体関連化合物分析への応用例を学びます

（3年次） 天然物化学
構造から分類した天然有機化合物の生合成経路と薬理活性を学び、創薬研究に必須の構造活性相関についての理解と知識を深めます。

（4年次） 創薬科学 I 、II 、III
医薬品開発において必要な基礎的な知識を、有機化学や生物学、分析化学、衛生化学、物理化学の視点から学習します。

長崎大学薬学部規程

（趣旨）

第１条　この規程は，長崎大学学則（平成１６年学則第１号。以下「学則」という。）に定めるもののほか，薬学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

（学部の目的）

第２条　本学部は，大学教育における基本的教養と専門の基礎となる幅広い知識を修得させるとともに，薬学に関する高度の専門的知識を修得させ，もって薬の専門家として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

（学科及び学科の目的）

第３条　本学部に，次の学科を置く。

　薬学科

　薬科学科

２　学科の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1)　薬学科は，医療薬学に関する高度の専門的知識及び技能・態度を修得させ，豊かな人格と高い倫理観を備えた薬学専門職者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

(2)　薬科学科は，医薬品の創製，環境衛生等に関する高度の専門的知識を修得させ，主体性と科学的創造性を備えた研究者，技術者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

（教育課程）

第４条　薬学科の教育課程は，教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）を第１年次から第３年次までに，専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を第１年次から第６年次までに開設して編成する。

２　薬科学科の教育課程は，教養教育科目を第１年次から第３年次までに，専門教育科目を第１年次から第４年次までに開設して編成する。

（最低修得単位数）

第５条　薬学科における卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は，別表第１のとおりとする。

２　薬科学科における卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は，別表第２のとおりとする。

（教養教育科目の履修方法等）

第６条　教養教育科目の区分，名称，単位数，履修方法等については，長崎大学教養教育履修規程（平成２４年規程第２号）の定めるところによる。

（専門教育科目の区分）

第７条　専門教育科目の区分は，講義科目，演習科目，実習科目，卒業研究及び自由科目とする。

（専門教育科目の名称等）

第８条　薬学科の専門教育科目の名称，単位数及び標準履修年次は，別表第３のとおりとする。

２　薬科学科の専門教育科目の名称，単位数及び標準履修年次は，別表第４のとおりとする。

３　学生が他学部の専門教育科目（学部長が当該学部の長と協議の上指定した授業科目に限る。）を履修し，単位を修得した場合は，６単位を限度として，当該単位を別表第１又は別表第２に規定する専門教育科目の講義科目（選択）の単位数に含めることができる。

４　前条に規定する自由科目の授業科目の単位数は，最低修得単位数に算入しないものとする。

（１単位当たりの授業時間）
第９条　専門教育科目の１単位当たりの授業時間は，次の基準によるものとする。
(1)　講義については１５時間
(2)　演習については３０時間
(3)　実習については３０時間
（履修科目の登録の上限）
第１０条　学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は，１学年当たり，教養教育科目及び専門教育科目を合わせて次のとおりとする。ただし，集中講義により開講される授業科目，演習科目及び実習科目については，この限りでない。
第１年次　４１単位まで
第２年次　４９単位まで
第３年次以降　４０単位まで
２　学生が，次に掲げるすべての要件を満たした場合には，前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。
(1)　前年度において，履修を登録したすべての授業科目の単位を修得していること。
(2)　前年度において修得したすべての授業科目のグレード・ポイント・アベレージ（(評価ＡＡの単位数×４＋評価Ａの単位数×３＋評価Ｂの単位数×２＋評価Ｃの単位数×１）＋評価Ｄ（失格，欠席等を含む。）の単位数×０／履修登録単位総数）が２．８以上であること。
（履修科目届）
第１１条　学生は，各学期において履修しようとする専門教育科目について，所定の期間に登録しなければならない。
（単位の認定）
第１２条　専門教育科目の単位の認定は，考査の結果に基づいて行う。
（考査）
第１３条　考査は，試験，学習報告その他の方法により行う。
２　考査は，各学期末において行う。ただし，授業科目によっては随時に行うことがある。
３　専門教育科目について，授業を行った時数の３分の１を超えて欠席した者に対しては，当該授業科目の受験資格を認めない。ただし，欠席の理由が忌引，病気その他やむを得ないものである場合は，届出により欠席時数を考慮することがある。
（成績評価）
第１４条　考査の成績評価は，ＡＡ（９０点以上），Ａ（８０点以上９０点未満），Ｂ（７０点以上８０点未満），Ｃ（６０点以上７０点未満）及びＤ（６０点未満）の評語をもって表し，ＡＡ，Ａ，Ｂ及びＣを合格とし，Ｄを不合格とする。
（追試験）
第１５条　忌引，病気その他やむを得ない理由により考査を受けることができなかった者に対しては，当該授業科目について追試験を行う。
２　追試験を受けようとする場合は，所定の期日までに，考査を受けることができなかった事実を証明する書類を添えて追試験願を提出し，学部長の許可を受けなければならない。
（再試験）
第１６条　考査に不合格となった者については，再試験を行うことがある。
（不正行為等）
第１７条　考査において不正行為を行った者に対しては，当該授業科目又はその学期の全授業科目の単位を与えない等の措置をとることがある。
（特別実習）

第１８条　薬学科の医療薬学特別実習は，第５年次及び第６年次において履修しなければならない。
２　薬科学科の薬科学特別実習は，第４年次において履修しなければならない。
３　特別実習を履修した者は，原則として薬学科においては第６年次後期に，薬科学科においては第４年次後期に研究発表を行わなければならない。

（特別実習の履修要件）

第１９条　薬学科の医療薬学特別実習を履修する者は，次に掲げる要件を満たしていなければならない。
(1)　教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。
(2)　別表第３の講義科目のうち，第４年次までの必修科目から８１単位以上及び選択科目から４単位以上を修得していること。
(3)　別表第３の実習科目のうち，第４年次までの開講科目１４単位すべてを修得していること。

２　薬科学科の薬科学特別実習を履修する者は，次に掲げる要件を満たしていなければならない。
(1)　教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。
(2)　別表第４の講義科目のうち，第３年次までの必修科目から４０単位以上及び選択科目から４単位以上を修得していること。
(3)　別表第４の実習科目１０単位すべてを修得していること。

（卒業の要件）

第２０条　薬学科に６年以上在学し，別表第１に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては，卒業を認定する。
２　薬科学科に４年以上在学し，別表第２に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては，卒業を認定する。

（転学科）

第21条　学生から転学科の願い出があったときは，別に定める資格要件等による審査を行い，転学科を許可することがある。
２　転学科について必要な事項は，別に定める。

（長期履修）

第２２条　学則第３９条の規定により，学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。）を希望する場合は，これを認めることがある。
２　長期履修に関し必要な事項は，別に定める。

（補則）

第２３条　この規程の実施に関して必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２４年４月１日から施行する。
２　平成２４年３月３１日現在本学部に在籍している者については，改正後の長崎大学薬学部規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，平成２４年度に限り，平成２３年度入学者の履修科目の登録の上限として登録することのできる単位数の上限については，

改正前の長崎大学薬学部規程第１０条第１項中「第２年次　４６単位まで」とあるのは「第２年次　５０単位まで」と読み替えて適用する。

附　則

１　この規程は，平成２５年4月１日から施行する。

２　平成２５年３月３１日現在本学部に在籍している者については，改正後の長崎大学薬学部規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２７年３月３１日現在本学部に在学している者については，改正後の長崎大学薬学部規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２７年５月１９日から施行する。

２　平成２７年３月３１日現在本学部に在学している者については，改正後の別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年３月３１日現在本学部に在籍している者については，改正後の別表第１及び別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１　　　　　薬学科の教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">授業科目の区分</th><th>最低修得単位数</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="15">教養教育科目</td><td rowspan="8">教養基礎科目</td><td colspan="2">教養ゼミナール科目</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">情報科学科目</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学科目</td><td>１～２</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリア教育科目</td><td>０～１</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域科学科目</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国語科目</td><td>英語</td><td>8</td><td></td></tr>
<tr><td>初習外国語</td><td>4</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>１８</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">モジュール科目</td><td colspan="2">全学モジュールⅠ科目</td><td>6</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全学モジュールⅡ科目</td><td>6</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">学部モジュール科目</td><td>１２</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>２４</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自由選択科目</td><td colspan="2">自由選択科目</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td>４４</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">専門教育科目</td><td rowspan="2">講義科目</td><td>必　修</td><td>９０</td><td></td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>6</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">演習科目</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">実習科目</td><td>３４</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業研究</td><td>１５</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>１４７</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">合　　計</td><td>１９１</td><td></td></tr>
</table>

別表第２　　　　　薬科学科の教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">授業科目の区分</th><th>最低修得単位数</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="15">教養教育科目</td><td rowspan="8">教養基礎科目</td><td colspan="2">教養ゼミナール科目</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">情報科学科目</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学科目</td><td>１～２</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリア教育科目</td><td>０～１</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域科学科目</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国語科目</td><td>英語</td><td>8</td><td></td></tr>
<tr><td>初習外国語</td><td>4</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>１８</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">モジュール科目</td><td colspan="2">全学モジュールⅠ科目</td><td>6</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全学モジュールⅡ科目</td><td>6</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">学部モジュール科目</td><td>１２</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>２４</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自由選択科目</td><td colspan="2">自由選択科目</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td>４４</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">専門教育科目</td><td rowspan="2">講義科目</td><td>必　修</td><td>５２</td><td></td></tr>
<tr><td>選　択</td><td>5</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">演習科目</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">実習科目</td><td>１０</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業研究</td><td>１５</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>８４</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">合　　計</td><td>１２８</td><td></td></tr>
</table>

別表第３　　　　薬学科の専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次

区　　分	授業科目名	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
講義科目	薬学概論Ⅰ	2		1
	薬学概論Ⅱ	2		1
	有機化学Ａ	2		1
	薬品分析化学Ⅰ	2		1
	生化学Ⅰ	2		1
	薬用植物学		1	1
	薬剤学Ⅰ	2		2
	有機化学Ｂ	2		2
	有機化学Ｃ	2		2
	微生物学	2		2
	生化学Ⅱ	2		2
	生化学Ⅲ	2		2
	薬品物理化学	2		2
	薬品分析化学Ⅱ	2		2
	衛生薬学Ⅰ	2		2
	生薬学	2		2
	薬学統計学	2		2
	臨床医学概論Ⅰ	1		2
	放射化学	2		2
	生理・解剖学Ⅰ	2		2
	生理・解剖学Ⅱ	1		2
	医療倫理Ⅰ	1		2
	薬理学Ⅰ	2		2
	臨床漢方学		1	2
	臨床医学概論Ⅱ	1		3
	有機化学Ｄ	2		3
	薬理学Ⅱ	2		3
	薬理学Ⅲ	2		3
	衛生薬学Ⅱ	2		3
	病原微生物学	2		3
	細胞生物学	2		3
	薬剤学Ⅱ	2		3
	薬剤学Ⅲ	2		3
	薬物治療学Ⅰ	2		3
	薬物治療学Ⅱ	2		3
	化学療法学	1		3
	医療倫理Ⅱ	1		3
	分子生物学		2	3

	天然物化学		2	3
	医療薬物代謝学	1		4
	医薬品情報学	2		4
	免疫学	2		4
	薬理学Ⅳ	2		4
	臨床検査学Ⅰ	2		4
	実践薬学Ⅰ	2		4
	実践薬学Ⅱ	2		4
	薬物治療学Ⅲ	1		4
	薬物治療学Ⅳ	2		4
	薬物治療学Ⅴ	2		4
	医薬品評価学	2		4
	薬事関連法規	2		4
	医療コミュニケーション	1		4
	臨床検査学Ⅱ		2	5
	在宅医療実践学	1		6
	医療薬学総合演習	2		6
	小　　計	９０	8	
演習科目	科学英語	1		5
	医療実験計画法	1		5
	小　　計	2		
実習科目	薬学基礎実習（物理・分析・衛生系）	3		2(後期)～3
	薬学基礎実習（有機系）	3		2(後期)～3
	薬学基礎実習（生物・薬理系）	4		2(後期)～3
	実務実習（事前実習）	4		4
	実務実習（病院・薬局実習）	２０		4(後期)～5
	高次臨床実務実習Ⅰ		2	5
	高次臨床実務実習Ⅱ		2	6
	小　　計	３４	4	
卒業研究	医療薬学特別実習	１５		５～６
合　　計		１４１	１２	

別表第４　　　　　　　　　薬科学科の専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次

区　　分	授業科目名	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
講義科目	薬学概論Ⅰ	2		1
	薬学概論Ⅱ		2	1
	有機化学Ａ	2		1
	薬品分析化学Ⅰ	2		1
	生化学Ⅰ	2		1
	薬用植物学		1	1
	薬剤学Ⅰ	2		2
	有機化学Ｂ	2		2
	有機化学Ｃ	2		2
	微生物学	2		2
	生化学Ⅱ	2		2
	生化学Ⅲ	2		2
	薬品物理化学	2		2
	薬品分析化学Ⅱ	2		2
	衛生薬学Ⅰ	2		2
	生薬学	2		2
	薬学統計学	2		2
	臨床医学概論Ⅰ		1	2
	放射化学		2	2
	生理・解剖学Ⅰ		2	2
	生理・解剖学Ⅱ		1	2
	医療倫理Ⅰ		1	2
	薬理学Ⅰ	2		2
	臨床漢方学		1	2
	臨床医学概論Ⅱ		1	3
	有機化学Ｄ	2		3
	薬理学Ⅱ	2		3
	薬理学Ⅲ		2	3
	衛生薬学Ⅱ	2		3
	病原微生物学		2	3
	細胞生物学		2	3
	薬剤学Ⅱ	2		3
	薬剤学Ⅲ		2	3
	薬物治療学Ⅰ		2	3
	薬物治療学Ⅱ		2	3
	化学療法学		1	3
	医療倫理Ⅱ		1	3
	分子生物学	2		3

	天然物化学	2		3
	創薬科学Ⅰ	2		4
	創薬科学Ⅱ	2		4
	創薬科学Ⅲ	2		4
	医薬品情報学	2		4
	免疫学		2	4
	医療薬物代謝学		1	4
	医薬品評価学		2	4
	医療コミュニケーション		1	4
	小　　　計	５２	３２	
演習科目	科学英語	1		4
	実験計画法	1		4
	小　　　計	2		
実習科目	薬学基礎実習（物理・分析・衛生系）	3		2(後期)～3
	薬学基礎実習（有機系）	3		2(後期)～3
	薬学基礎実習（生物・薬理系）	4		2(後期)～3
	小　　　計	１０		
卒業研究	薬科学特別実習	１５		4
自由科目	薬理学Ⅳ		2	4
	薬物治療学Ⅲ		1	4
	薬物治療学Ⅳ		2	4
	薬物治療学Ⅴ		2	4
	臨床検査学Ⅰ		2	4
	薬事関連法規		2	4
合　　　計		７９	４３	

薬学部教科の履修について

Ⅰ　学科の特色

１．薬学科

薬学科（６年制）では、調剤能力に加え、きめ細かな服薬指導や薬歴管理ができる高資質な薬剤師養成を目指している。そのため、人文・社会科学、外国語の全学教育科目に加え、有機化学、生物学、物理化学などの基礎科目及び衛生薬学、薬物治療学、免疫学、薬剤学、コミュニケーションスキルなどの臨床薬学系応用科目の修得を通じて「豊かな人間性」・「高い倫理観」・「医療人としての教養」・「コミュニケーション能力」・「問題解決能力」など、医療の場で通用する「実践力」を身につけるカリキュラムが組まれている。

２．薬科学科

薬科学科（４年制）では、薬科学領域の幅広い知識、高度な技術を持つ研究者・技術者養成を目指している。そのため、人文・社会科学、外国語の全学教育科目に加え、有機化学、生化学、分子生物学、物理化学、分析化学などの生命科学における基礎科目及び創薬科学、天然物化学などの応用科目の修得を通じて「豊かな人間性」・「高い倫理観」・「薬科学の知識」・「応用力」・「適応力」・「問題解決能力」・「創造性」を身につけるカリキュラムが組まれている。

Ⅱ　単位制

大学は学習の修了を単位の認定によって行っている。大学を卒業するには、一定の年限内に、定められている一定数以上の単位を修得する必要がある。

１単位とは、授業と自宅等の学習を合わせた標準４５時間の学習を要する内容をもって構成されており、授業の実施形態により次のように定めている。

○　通常の講義・・・教室内での授業１５時間＋自宅等での学習３０時間
○　演習・・・・・・教室内での授業３０時間＋自宅等での学習１５時間
○　実習・・・・・・教室内での授業３０時間(薬学部では教育効果を考慮して時間数を変更している。)

Ⅲ　修得すべき単位数（最低修得単位数）

１．薬学科

教養教育科目４４単位以上、講義科目９６単位以上、演習科目２単位、実習科目３４単位、卒業研究１５単位、計１９１単位以上を卒業に必要な単位数とする。

２．薬科学科

教養教育科目４４単位以上、講義科目５７単位以上、演習科目２単位、実習科目１０単位、卒業研究１５単位、計１２８単位以上を卒業に必要な単位数とする。

Ⅳ　履修方法

全学年に必修科目と選択科目が配分されているので、まず必修科目の修得に努めるこ

と。その上で所定の選択科目を卒業年次までに履修すること。単位制であるので講義に関してはどの講義も原則として受講できるが、その選択に当たっては大学入学の目的に従って、より有意義な履修方法をとること。

薬学部卒業後の進路は多岐に渡っている。従って科目の選択に当たっては、将来の方向に関連深い科目を履修するのも一つの方法ではあるが、知識が偏ってしまうことのないよう、異なる分野の科目を選ぶことも大変有意義なことであり、将来大いに役立つものであると考えられる。

講義内容を十分理解するためには選択順や組み合わせ方について考慮する必要があるので、シラバス及び薬学教育モデル・コアカリキュラム等を熟読し、教務委員あるいは各講義の担当教員とよく相談すること。

履修登録は、NU-Web システムにて、前期、後期それぞれの履修登録期間に行う。

登録期間は、掲示により周知する。

○　シラバス及び薬学教育モデル・コアカリキュラム：
　http://www.ph.nagasaki-u.ac.jp/student/index.html

○　履修登録（NU-Web システム）：
　https://uportal.nagasaki-u.ac.jp/nuportal/

V　学部モジュール科目について

教養教育科目の「学部モジュール科目」は薬学部の講義室で開講するので、時間割で確認すること。

なお、「学部モジュール科目」の科目名・開講学年は次のとおりである。

	科目名	単位数	開講学年
学部モジュールⅠ	教養有機化学	2	1年
	教養生物学	2	1年
	教養物理化学	2	1年
学部モジュールⅡ	健康薬科学概論	2	2年
	有機電子論	2	2年
	分子構造解析学	2	2年
	生物物理化学	2	3年
	生物有機化学	2	3年

Ⅵ　履修科目の登録の上限

単位制度を厳格に運用するために、履修登録単位数に制限が設けてある。この目的は、自主的に学習する時間を増やし、教育効果を高めることにある。従ってこの制度を十分活用して、自宅等での予習復習を充実させ授業に望むこと。

○　履修科目として登録することのできる単位数の上限は、１学年当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて、第１年次にあっては４２単位まで、第２年次にあっては４９単位まで、3年次以降にあっては４０単位までと定めてある。ただし、

集中講義により開講される授業科目、演習科目及び実習にあっては、この限りでない。

○　所定の単位を優れた成績をもって修得したと学部長が認めた学生については、上記に定められた単位数を超えて履修科目の登録を行うことができる。

Ⅶ　試験成績の発表

試験の成績は、前期、後期それぞれに NU-Web システムにて確認すること。

学業成績確認後、成績結果に疑義がある場合は、成績疑義受付期間に教養教育科目にあっては教養教育事務室に、専門科目にあっては薬学系事務室学務係に問い合わせること。

○　成績の確認（NU-Web システム）:
https://uportal.nagasaki-u.ac.jp/nuportal/

Ⅷ　転学科

本学部での転学科を希望する学生については、転学科を希望しようとする学科に欠員がある場合に限り、次の資格要件等を審査し、転学科を許可することがある。

学生から転学科の願い出があったときは、大学入学後の１年次及び２年次の必修科目及び予め指定した科目（薬科学科は、薬学概論Ⅱ、生理・解剖学Ⅰ、生理・解剖学Ⅱ、臨床医学概論Ⅰ、放射化学の５科目。薬学科は指定科目なし。）の成績から審査のうえ、決定する。

① 対象者は、各学科の学生定員のうち若干名とする。
② ２年次から３年次への進級時において行う。
③ アドミッションオフィス入試（ＡＯ入試）は、薬科学科を対象としていることから、これにより入学した学生は対象としない。

【薬学科　履修モデル】

年次	区分	〔前期〕	講義名	単位数	〔後期〕	講義名	単位数
1年次	教養	必修	初年次セミナー	1	必修	長崎地域学	1
		必修	健康科学	1	必修	英語	1
		必修	情報基礎	2	必修	英語	1
		必修	英語	1	必修	初習	1
		必修	英語	1	必修	学部モジュールⅠ（教養物理化学）	2
		必修	初習	1			
		必修	学部モジュールⅠ（教養有機化学）	2	選択	スポーツ演習	1
					選択	キャリア入門	1
		必修	学部モジュールⅠ（教養生物学）	2	選択	全学モジュールⅠ	2
					選択	全学モジュールⅠ	2
		選択	自由選択科目	2	選択	全学モジュールⅠ	2
	専門	必修	薬学概論Ⅰ	2	必修	有機化学A	2
		必修	薬品分析化学Ⅰ	2	必修	生化学Ⅰ	2
					必修	薬学概論Ⅱ	2
					選択	薬用植物学	1
2年次	教養	必修	英語	1	必修	英語	1
		必修	初習	1	必修	初習	1
		選択	全学モジュールⅡ	2	選択	全学モジュールⅡ	2
		選択	学部モジュールⅡ（健康薬科学概論）	2	選択	全学モジュールⅡ	2
					選択	学部モジュールⅡ（分子構造解析学）	2
	専門	必修	薬品物理化学	2	必修	薬品分析化学Ⅱ	2
		必修	有機化学B	2	必修	放射化学	2
		必修	生薬学	2	必修	衛生薬学Ⅰ	2
		必修	生化学Ⅱ	2	必修	有機化学C	2
		必修	薬理学Ⅰ	2	必修	生化学Ⅲ	2
		必修	薬剤学Ⅰ	2	必修	微生物学	2
		必修	生理・解剖学Ⅰ	2	必修	臨床医学概論Ⅰ	1
		必修	生理・解剖学Ⅱ	1	必修	医療倫理Ⅰ	1
					必修	薬学統計学	2
		選択	臨床漢方学	1			
					必修	薬学基礎実習（物理・分析・衛生系）	3
3年次	教養	必修	Advanced English Ⅰ	1	必修	Advanced English Ⅱ	1
					選択	学部モジュールⅡ（生物有機化学）	2
	専門	必修	衛生薬学Ⅱ	2	必修	病原微生物学	2
		必修	有機化学D	2	必修	薬理学Ⅲ	2
		必修	細胞生物学	2	必修	薬剤学Ⅲ	2
		必修	薬理学Ⅱ	2	必修	薬物治療学Ⅱ	2
		必修	薬剤学Ⅱ	2	必修	化学療法学	1
		必修	薬物治療学Ⅰ	2	必修	医療倫理Ⅱ	1
		必修	臨床医学概論Ⅱ	1			
		選択	分子生物学	2			
		必修	薬学基礎実習（有機系）※	3			
		必修	薬学基礎実習（生物・薬理系）※	4			
4年次	専門	必修	免疫学	2	必修	実践薬学Ⅱ	2
		必修	薬理学Ⅳ	2	必修	薬物治療学Ⅳ	2
		必修	実践薬学Ⅰ	2	必修	薬物治療学Ⅴ	2
		必修	薬物治療学Ⅲ	1	必修	薬事関連法規	2
		必修	医療薬物代謝学	1	必修	医療ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	1
		必修	臨床検査学Ⅰ	2			
		必修	医薬品評価学	2	必修	実務実習（事前学習）	4
		必修	医薬品情報学	2			
5年次	専門	選択	臨床検査学Ⅱ	2	選択	高次臨床実務実習Ⅰ	2
		必修	実務実習（病院・薬局実習）				20
		必修	科学英語				1
		必修	医療実験計画法				1
		必修	医療薬学特別実習				7
6年次	専門	必修	在宅医療実践学	1			
		選択	高次臨床実務実習Ⅱ	2			
		必修	医療薬学総合演習	2			
		必修	医療薬学特別実習				8

（単位総計：196）

※最低修得単位数：191

卒業後の進路：病院・調剤薬局の薬剤師など

卒業後の進路：大学院に進学し、将来、先端医療の臨床薬剤師や大学の教員など

【薬科学科　履修モデル】

年次	区分	〔前期〕	講義名	単位数	〔後期〕	講義名	単位数
1年次	教養	必修	初年次セミナー	1	必修	長崎地域学	1
		必修	健康科学	1	必修	英語	1
		必修	情報基礎	2	必修	英語	1
		必修	英語	1	必修	初習	1
		必修	英語	1	必修	学部モジュールⅠ（教養物理化学）	2
		必修	初習	1			
		必修	学部モジュールⅠ（教養有機化学）	2	選択	スポーツ演習	1
					選択	キャリア入門	1
		必修	学部モジュールⅠ（教養生物学）	2	選択	全学モジュールⅠ	2
					選択	全学モジュールⅠ	2
		選択	自由選択科目	2	選択	全学モジュールⅠ	2
	専門	必修	薬学概論Ⅰ	2	必修	有機化学A	2
		必修	薬品分析化学Ⅰ	2	必修	生化学Ⅰ	2
					選択	薬学概論Ⅱ	2
					選択	薬用植物学	1
2年次	教養	必修	英語	1	必修	英語	1
		必修	初習	1	必修	初習	1
		選択	全学モジュールⅡ	2	選択	全学モジュールⅡ	2
		選択	学部モジュールⅡ（健康薬科学概論）	2	選択	全学モジュールⅡ	2
					選択	学部モジュールⅡ（分子構造解析学）	2
	専門	必修	薬品物理化学	2	必修	薬品分析化学Ⅱ	2
		必修	有機化学B	2	必修	衛生薬学Ⅰ	2
		必修	生薬学	2	必修	有機化学C	2
		必修	生化学Ⅱ	2	必修	生化学Ⅲ	2
		必修	薬理学Ⅰ	2	必修	微生物学	2
		必修	薬剤学Ⅰ	2	必修	薬学統計学	2
					選択	放射化学	2
					必修	薬学基礎実習（物理・分析・衛生系）	3
3年次	教養	必修	Advanced English Ⅰ	1	必修	Advanced English Ⅱ	1
					選択	学部モジュールⅡ（生物有機化学）	2
	専門	必修	分子生物学	2	必修	天然物化学	2
		必修	衛生薬学Ⅱ	2			
		必修	有機化学D	2	選択	薬理学Ⅲ	2
		必修	薬理学Ⅱ	2			
		必修	薬剤学Ⅱ	2			
		必修	薬学基礎実習（有機系）※	3			
		必修	薬学基礎実習（生物・薬理系）※	4			
4年次	専門	必修	創薬科学Ⅰ	2	必修	創薬科学Ⅲ	2
		必修	創薬科学Ⅱ	2			
		必修	医薬品情報学	2	自由	薬事関連法規	2
		必修	科学英語				1
		必修	実験計画法				1
		必修	薬科学特別実習				15

（単位総計：133）

※最低修得単位数：128

卒業後の進路：製薬企業の医療情報担当者や医薬品販員や食品関連企業の技術者など

卒業後の進路：大学院に進学し、将来、製薬企業の研究者、大学の教員など

※薬学基礎実習（有機系）・（生物・薬理系）については，2年次後期履修登録期間において履修登録すること。

Ⅸ　共用試験の実施内容について（薬学科）

６年制薬学教育では、これまでの見学型実務実習から参加型の長期実務実習を目指している。

参加型の長期実務実習では、薬剤師免許を持たない学生が調剤業務や服薬指導を学ぶ（体験する）ことになるため、違法性の阻却と社会への説明責任を果たし、学生の質を保証することを目的として全国で共用試験が行われる。

◎　CBT(Computer-Based Testing)：＜知識及び問題解決能力の評価＞

薬学科４年生の後半に実施される試験で、コンピューターを使ってそれまでに学習した全ての領域から出題されるマーク式の総合試験である。

試験はプールされている問題から無作為に出題されるため、受験者ごとに異なる問題が出題される。

試験の形式は五肢択一で、出題数は受験者あたり３１０題（１題あたり約１分）。

◎　OSCE（Objective Structured Clinical Examination)：＜技能・態度の評価＞

薬学科４年生の後半に実施される試験で、実技試験を用いて、技能や態度を評価する試験である。

試験は６ステーション（１．患者応対、２．薬剤の調剤（散剤）、３．薬剤の調剤（水剤等）、４．調剤監査、５．無菌操作の実践、６．情報の提供）で行われる。

各ステーションでは、学生１人あたり５～１０分程度の課題が与えられる。

※　これらの試験は事実上、５年生の長期実務実習を履修するための大きな関門であり、この壁を越えなければ長期実務実習を行うことはできない。

長崎大学における学生の懲戒に関する指針

平成２０年９月２６日
学　　長　　裁　　定
改正　平成２１年７月２４日
改正　平成２６年２月２０日
改正　平成２７年１月２９日

１　目的

この指針は，長崎大学学則（平成 16 年学則第１号。）以下「学則」という。）第５０条及び長崎大学大学院学則（平成 16 年学則第２号。）以下「大学院学則」という。）第３８条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

２　懲戒の対象

懲戒の対象となりうる事件・事故等は次の各号に掲げるものとする。

（１）刑事事件
（２）交通事故
（３）その他懲戒処分に相当する事件・事故等

３　懲戒の種類

懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

（１）　退学　学生としての身分を剥奪する。
（２）　停学　確定期限を付す有期の停学と無期の停学からなり，停学期間中は登学を禁止する。
（３）　訓告　文書により注意を与え，将来を戒める。

４　懲戒の要否等の決定

学則第５０条及び大学院学則第３８条に規定する懲戒対象行為の存否を認定する必要があり，懲戒の種類及び内容を決定するに当たっては，原因行為の「悪質性」を判断した上で，結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

５　懲戒の対象となる事件事故

（１）懲戒の目安

①　事件事故の原因行為が悪質で，その結果に重大性が認められる場合
　　退学又は停学
②　事件事故の原因行為は悪質であるが，その結果に重大性が認められない場合
　　停学又は訓告
③　事件事故の原因行為は悪質なものではないが，その結果に重大性が認められ

る場合

訓告

④　前①，②，③のいずれにも該当しない場合

学部，研究科，熱帯医学研究所，国際教育リエゾン機構及び大学教育イノベーションセンター（以下「学部等」という。）の指導（学部等の長の厳重注意）

（２）悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は，加害者たる学生の当該行為に対する態度，行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

（３）重大性の判断

結果の「重大性」の有無は，精神的損害を含めた人身損害，物的損害の有無，その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

（４）過去に懲戒処分等を受けたものに対する懲戒

過去に懲戒処分を受け，又は学部等で指導を受けた者が，再び懲戒に相当する行為をした場合は，より「悪質性」の高いものとみなし，前回の処分を超える重い処分をすることができる。

６　懲戒の手続き

（事件・事故等の報告及び調査等）

（１）学生は事件・事故等を起こした場合，学生支援部又は所属する学部等に遅滞なく届けなければならない。

（２）学部等の長は，学生の懲戒に相当すると思われる事件・事故等が発生した場合，速やかに学生委員長に報告する。

（３）学生支援部は，事実関係の調査及び関係する学部等による当該学生からの事情聴取結果を基に，諸機関との連絡調整を図りながら，その結果を逐次，学生委員長に報告する。未成年者については，必要と判断されれば，事実調査の際に保護者を同席させる等の配慮を行う。

（４）学生委員長は，当該事件等の内容を学長に報告する。

（懲戒の審議）

（５）学長は，学生委員長から報告のあった内容の中に，懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合，学生委員会に対し当該事件等に係わる学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。

（６）学生委員会は，当該事件等に係わる学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び内容等について審議する。懲戒対象行為に係る事実調査，懲戒処分の内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては，事前に当該学生に告知し，口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし，学生が心身の故障，身柄拘束，長期旅行その他の事由により口頭による意見陳述ができないときは，これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。学生委員長は，学生委員

会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告するものとする。

（７）学長は，学生委員会から報告のあった審議の結果を，当該学生が所属する学部等の長に通知する。

（８）学部等の長は，学部教授会等において，学長からの通知に基づき，事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い，懲戒処分案を作成し，学長に上申する。

（９）学長は，学部等の長からの上申に基づき，教育研究評議会の議を経て，懲戒処分を決定する。

（懲戒処分の告知及び発効日）

(10) 懲戒処分の告知は文書により，学部等の長が当該学生及び保証人に対して行う。

ただし，文書による通知が不可能な場合は，他の適切な方法により通知する。

(11) 懲戒の発効の日は，当該学生に交付等が行われた日とする。

（異議申し立てに係わる再審議等）

(12) 当該学生は，事実誤認，新事実の発見等の正当な理由があるときは，懲戒の異議申し立てをすることができる。この場合，学長は学生委員会に再審議を求める。学生委員会は，再審議を行い，その結果を学長に報告する。学長再審議の結果を教育研究評議会に付議し，その審議結果に基づき，改めて審結果を当該学生に通知する。

なお，再審議の期間は懲戒の効力を妨げないものとする。

7　懲戒処分の執行等

（１）　停学処分の種類

停学は，有期又は無期とし，次の通りとする。

①　有期停学は，6 か月未満の期限を付すものとする。ただし，停学期間が満了することにより処分を解除することが適当でないと判断される場合は，学長は教育研究評議会の議を経て，期間の延長を決定することができる。

②　無期停学は，期限を付さないものとする。

（２）　停学処分の解除

①　有期停学の処分解除

有期停学の処分は，停学期間の満了をもって解除する。なお，当該学生が改悛したこと等により，学部教授会等において，教育的配慮から早急に停学処分の解除が妥当であると判断したときは，学部等の長からの学生の停学処分解除申請書の提出に基づき，学長は，教育研究評議会の議を経ることなく停学処分の解除を決定することができる。これらの場合における教育研究評議会への報告は，事後に行うこととする。

②　無期停学の処分解除

無期停学の処分は，当該処分を受けた学生の反省の程度，学習意欲等を総

合的に判断して次のとおり処分を解除することができる。

ア　学部等の長は，学部教授会等の議を経て，学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書」により行うものとする。

イ　学長は，学部等の長からの申請があった場合，無期停学の処分解除について検討が必要であると判断したときは，学生委員会に審議を求めることができる。

ウ　学長は，学生委員会の答申を踏まえ，教育研究評議会の議を経て，停学処分解除の可否を決定する。その後学部等の長に審議結果を通知する。

エ　通知に基づき学部等の長は，当該学生及び保証人に対して文書で交付する。

（3）謹慎

学部等の長は，学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり，かつ，懲戒処分がなされることが確実である場合は，懲戒処分の決定前に謹慎を言い渡すことができるものとする。この場合において，謹慎の期間は，１か月を超えないものとする。なお，この間は，原則として学生としての活動を制限する。また，謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

（4）懲戒処分と自主退学・休学

①　学部等の長は，懲戒対象行為を行った学生から，懲戒処分の決定前に自主退学の申請があった場合には，この申し出を受理しないものとし，懲戒処分の決定後に自主退学の申し出があった場合は，教授会等の議を経て，退学を許可することができる。

②　学部等の長は，懲戒対象行為を行った学生から，懲戒処分の決定後に休学の申請があった場合には，この申し出を受理しないものとする。

③　休学中の学生に対して停学処分が決定された場合には，当該停学処分の決定の日をもって当該学生の休学許可を取り消すものとする。

（5）停学中の学生指導

停学中の学生に対する指導は，当該学生が所属する学部等の教員が担当するものとする。なお，当該学生の精神的なケアについては，所属学部等が学生支援部，保健・医療推進センター等と協力して行う。

8　懲戒処分に関する情報の非公開

（1）非公開の原則

懲戒処分を実施した場合，学生の氏名，学籍番号，懲戒の内容，懲戒の事由等は，当該学生及び保証人以外には明らかにしないものとする。ただし，学長が必要と認めたときは，この限りでない。

（2）証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無，その内容等を記載しないことを原則とする。

附　則

この指針は，平成２０年９月２６日から実施する。

附　則

この指針は，平成２１年７月２４日から実施する。

附　則

この指針は，平成２６年２月２０日から実施する。

附　則

この指針は，平成２７年１月２９日から実施する。

長崎大学における学生の懲戒に関する指針についての補足説明

①　懲戒処分の判断は，過去の具体例も参照して，原因行為の「悪質性」，結果の「重大性」を勘案して判断するものとする。

②　１か月以上の有期停学は原因行為が特に悪質な場合で，その結果に重大性が認められる場合に限るものとする。

③　当該学生が処分の有無が決定されるまで，不安定な状態で長期間過ごすことが無いように迅速な処分の有無の決定がなされなければならない。

④　学生の交通事故に関するもののうち,「学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン（平成 15 年 11 月 28 日学長裁定)」に定めがあるものについては, 当該懲戒ガイドラインを適用する。この場合において，実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。また，大学内の調査で事実関係を充分に把握できない事件・事故に関しては拙速な処分を控える。

⑤　試験等における不正行為に関する取扱い

　試験等に係る不正行為については，教養教育の考査に係る学生の不正行為の取扱いに関する細則又は学部等が定めた試験等における不正行為に関する規程等によるものとする。

⑥　学部等の留学生に係る懲戒の手続きについては，学生支援部，国際教育リエゾン機構，関係学部等との協力のもと進めるものとする。

⑦　懲戒は懲戒対象の行為，結果，影響を総合的に考慮し，教育的配慮を加えた上で，学生に課される不利益は，懲戒目的を達成するために必要な限度に留めるものとする。

学生の懲戒処分について

通常の懲戒処分手続の流れ図（指針６関係）

(1)　学生は事件・事故等を起こした場合，学生支援部又は所属する学部等に届出。

(2)　学部等の長は学生の懲戒相当行為の発生の場合，学生委員長に報告。

(3)　学生支援部は事実関係の調査及び関係する学部等による当該学生からの事情聴取結果を基に，諸機関との連絡調整を図りながら学生委員長に報告。
　未成年者については，必要と判断されれば，事実調査の際に保護者同席の配慮。

(4)　学生委員長から学長に内容報告。

(5)　学長は懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合，学生委員会に懲戒の要否，懲戒の種類及び内容等について審議を求める。

(6)　学生委員会は懲戒の要否，懲戒の種類及び内容等について審議する。事前に当該学生に告知し，口頭等による意見陳述又は文書による意見提出の機会を与える。学生委員長は学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告。

(7)　学長は学生委員会の審議結果を当該学生が所属する学部等の長に通知。

(8)　学部等の長は学部教授会等で事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い，懲戒処分案を作成し，学長に上申。

(9)　学長は学部等の長からの上申に基づき，教育研究評議会の議を経て，懲戒処分を決定。

(10) 学部等の長は当該学生及び保証人に対して，文書により懲戒処分の告知。

学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン

平成15年11月28日
学　長　裁　定
改正 平成17年１月13日
平成24年１月26日

１．目的

本懲戒ガイドラインは,長崎大学学則（以下「学則」）第５０条に基づいて行う学生の交通事件に関する懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

２．懲戒処分の種類と内容

（１）懲戒の種類

学則第５０条第２項に従い，学生の懲戒は退学，停学及び訓告とする。

（２）退学

退学は,学生としての身分の剥奪である。

（３）停学

停学は確定期限を付す有期の停学と，確定期限を付さない無期の停学（以下「無期停学」）からなる。

① 停学の種類

1．６ヶ月以上の停学を無期停学とし，確定期限を付さず，指導の状況および生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

2．６ヶ月未満の停学を有期の停学とし，確定期限を付するものとする。

② 当該学生が所属する学部および大学院研究科（以下「学部等」）の長（以下「学部長等」）は，無期停学を受けた学生について，その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断し，その処分の解除が適当であると考えられるときは，教授会の議を経て，学長に対し，その処分の解除を上申することができる。

③ 無期停学の解除は，学部長等からの上申により，学長が長崎大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」）の議を経て，これを行う。

④ 無期停学は，原則として６ヶ月を経過した後でなければ，解除することはできない。

⑤ 無期停学解除の告知は，学部長等により当該学生及び保証人に対して行われる。

（４）訓告

訓告は，処分としての大学の教育的意思表示である。

３．懲戒の対象となる交通事件

（１）懲戒の基準

① 事故の態様が悪質である交通死亡事故（交通事故による受傷を原因として被害者が事故後３０日以内に死亡した事故）に対する懲戒処分は，退学，または無期停学とする。

② 事故の態様が悪質である交通傷害事故に対する懲戒処分は，有期停学または訓告とする。ただし，情状によりその処分を減ずることができる。

また，１ヶ月以上の有期停学は，態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。

③ 再犯の場合はより重い処分とすることができる。

（２）懲戒の対象とならないもの

単純な道路交通法違反や，交通事故の態様が悪質でないものについては，懲戒処分の対象とはしない。ただし，重大な結果を惹起した交通事故に対しては，必要に応じて学部等の指導（学部長等による厳重注意等）を行う。また懲戒の基準に該当しないものの事故の態様が悪質である交通事故に対しても同じく必要に応じて学部等の指導を行う。

（３）悪質性の判断基準

交通事故に対する懲戒処分は，学則第５０条に定める「学生の本分に反する行為」として科せられるものであることに鑑み，態様が悪質な交通事故とは道路交通法に違反する次のような行為があった場合を指すものとする。

① 酒酔い運転
② 麻薬等運転
③ 共同危険行為等禁止違反
④ 無免許運転
⑤ 大型自動車等無資格運転
⑥ 仮免許運転違反
⑦ 酒気帯び（0.15以上）運転
⑧ 過労運転等
⑨ 大幅な速度超過運転
⑩ 救護措置義務違反

（４）上記①～⑩の用語の意味は，それぞれ次に定めるところによる。

① 「酒酔い運転」とは，道路交通法第６５条第１項の規定に違反する行為のうち，酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう）で運転する行為をいう。

② 「麻薬等運転」とは，道路交通法第６６条の規定に違反して麻薬，大麻，あへん，覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第３２条の２に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。

③ 「共同危険行為等禁止違反」とは，道路交通法第６８条の規定に違反する行為をいう。

④ 「無免許運転」とは，道路交通法第６４条の規定に違反する行為をいう。

⑤ 「大型自動車等無資格運転」とは，道路交通法第１１７条の４第１号に該当する行為をいう。

⑥ 「仮免許運転違反」とは，道路交通法第８７条第２項後段の規定に違反する行為をいう。

⑦ 「酒気帯び（0.15以上）運転」とは，身体に血液１ミリリットルにつき０．３ミリグラム以上または呼気１リットルにつき０．１５ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する場合をいう。

⑧ 「過労運転等」とは，道路交通法第６６条の規定に違反して過労，病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。

⑨ 「大幅な速度超過運転」とは，道路交通法第２２条の規定に違反する行為のうち超過速度が高速道路において５０キロ以上，それ以外の道路において３０キロ以上である場合をいう。

⑩ 「救護措置義務違反」とは，道路交通法第７２条第１項の規定に違反する行為をいう。

（５）上記の悪質性の判断基準については，法令の改正及び社会的状況の変化に応じ，法律の専門家と相談の上，適宜改正するものとする。

４．交通事件における懲戒の手続きと執行

（１）交通事件の報告

① 学生による交通事件は，学生支援部で一元的に対応する。

② 学生による交通事件が発生した場合，各学部等及び大学関係者は察知した情報を速やかに学生支援部へ通報する。

③ 学生支援部は速やかに学生委員長に通報するとともに，事実関係の把握に努め，当該事件に係わる学生が所属する学部等への連絡，関係諸機関との連絡調整を行い，その結果を遂次学生委員長に報告し，同時に学部等へ通知する。

④ 学生委員長は，学生による交通事件に関して学長に報告を行う。

⑤ 当該事件に係わる学生が所属する部局は，通知された交通事件について，当該学生と連絡をとるとともに指導に努め，必要に応じて学長への報告，学生委員長及び学生委員会への説明，学生支援部との連絡を行うものとする。

（２） 事実関係の調査と当該事件に係わる学生への教育的指導

① 学外での事実関係の調査は，学生支援部が担当する。また必要があれば当該事件に係わる学生の所属する学部等の教員および職員はそれを補佐することができる。

② 学内での学部等による事実関係の調査は，原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取を行うものとする。ただし，当該学生が事情聴取に応じない場合は，学部等はその旨を学長に報告するとともに，学生委員長及び学生委員会に説明するものとする。また，学生が心身の故障，身柄の拘束，長期旅行その他の事由により，当該学生に事情聴取できない場合は，事情聴取が可能になるまでの間，学部等は調査及びその報告等を留保するものとする。

（３） 学生委員会による審査

① 学長は学生委員長から報告のあった交通事件の中に，懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合，学生委員会に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。

② 学生委員長は，速やかに学生委員会内に調査小委員会を設置する。なお，大学においていたずらに処分の是非の決定を長引かせることのないように，調査小委員会は定例の学生委員会開催以前に設置することができ，学生委員長はその構成員を指名することができる。

③ 調査小委員会の構成員は，加害者または被害者と関係が無いか，その恐れの無いように選任され，また被害者及びその関係者と接触の無いように管理されなければならない。

④ 調査小委員会は，学生支援部及び学部等による事実関係の調査及び調査報告について，必要に応じて説明及び追調査を求めることができる。

⑤ 学生委員会は調査小委員会の報告に基づき，当該事故に係わる学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び内容等について審査し，その結果を学長に報告するものとする。

（４）審査結果の通知

学長は，学生委員会から報告のあった審議の結果を，当該学生が所属する学部長等に通知する。

（５）懲戒の審議

学部長等は，学長からの通知に基づき，事実認定と懲戒の種類及び内容について教授会に付議の上，速やかに学長に懲戒を上申するものとする。

（６）懲戒の決定

① 学長は，学部からの上申事項を教育研究評議会の議に付し，懲戒処分を決定する。

② 学長は，教育研究評議会への付議に際し，懲戒の対象とされる学生に対して，口頭または文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

（７）懲戒処分の告知と執行

懲戒処分の告知は，学部長等が，当該学生及び保証人に文書をもって行い，その内容を学内に公示する。なお，懲戒を実施した場合，学生の氏名，学生番号等，本人を特定できる情報は明らかにしないものとする。ただし学長が必要と認めた場合は，この限りではない。

（８）懲戒処分に関する文書

懲戒処分に関する文書は，別途様式に定める。

（９）懲戒に関する記録の保存と開示

① 懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書は学生支援部で保存する。文書管理の責任者は学生支援部長とする。

② 学長は，被処分者から請求があった場合には，当該文書を開示しなければならない。

５．学生に対する教育と指導

（１）本ガイドラインの事前周知

① 懲戒対象行為と懲戒処分の種類と内容に関しては，掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。

② 学生は人身事故を起こした場合は，遅滞無く学生支援部ないしは所属する学部等に届けなければならない。またこの届出義務は掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。

（２）教育と指導

① 事件後並びに処分後において，当該学生に反省を促し，また学習意欲を維持させるための指導は，当該学生の所属学部等が担当するものとする。

② 当該学生の精神的ケアについては所属学部等とともに学生支援部，保健管理センター等，大学も十分な協力を行わなければならない。

（３）履修への配慮

停学期間中の期末試験又は履修手続期間については，停学の懲戒処分申し渡しの期日によって，学生の受ける不利益の不平等が無いようにしなければならない。

在 学 中 の 注 意 事 項

Ⅰ　学生証

学生証（ＩＤカード）は登学の際は常に携帯すること。学生証を呈示できないときは学内施設，物品等を使用することができない。学生証は，入学時に交付する。紛失・破損したときは直ちに学生支援センターで再交付の手続きをとること。

Ⅱ　各種証明書

種々の証明書が必要な時は別添「諸手続一覧」により学生支援センター又は薬学系事務室学務係に申し出ること。

ＪＲ，電車，バス，船等を通学に利用する人は，定期券購入の際，通学証明書が必要なので薬学部学務係に申し込んで交付を受けること。

定期券の利用区間は，自宅と大学のそれぞれの最寄りの駅，バス停，電停までとする。

Ⅲ　旅客運賃割引証（学割証）

帰省あるいは実験実習，課外活動などで旅行をする場合に使用するもので枚数は１人年間１０枚以内となっている。なお，学割証の有効期間は３ヶ月以内となっている。

学割証を使用するときは必ず学生証を携帯すること。また，次のような場合は，不正使用として普通運賃のほかに，倍額の追徴金を徴収されるばかりでなく，本学学生全体の使用停止措置がとられることもあるので特に注意すること。

（１）　他人名義の学割証を使用して乗車券を購入使用したとき。

（２）　名義人が乗車券を購入して，これを他人に使用させたとき。

（３）　無効の学生証で乗車券を購入したとき。

Ⅳ　住所変更届等

転居，改姓，転籍又は保証人等で入学時に提出した書類に変更が生じたときは，その都度，薬学系事務室学務係に届け出ること。

この届けを怠ると，本人又は保証人に緊急な要件が生じた場合に連絡がとれず，不利益を被る恐れがある。

Ⅴ　講義室，研究室，セミナー室等の使用

講義室，研究室，セミナー室等の使用については，研究室主任が全責任をもってこれに当たる。

Ⅵ　集会及び施設の使用について

講義室，その他を集会等のため使用する場合は，薬学系事務室学務係に申し出ること。

Ⅶ　学部からの連絡事項について

学生に対する諸連絡事項は掲示により行うので，最低１日１回は掲示を見ること。

Ⅷ　学生相談について

薬学部では，学生からの種々の相談に応じるために，学年毎に「担任」を設けている。平成２８年度の１年次生の担任は以下の初年次セミナー担当教員である。

担　　任	所属研究室	連絡先（E-mail）
田中　正一　(教授)	薬　　化　　学	matanaka@nagasaki-u.ac.jp
岩田　修永　(教授)	ゲノム創薬学	iwata-n@nagasaki-u.ac.jp
田中　隆　　(教授)	天然物化学	t-tanaka@nagasaki-u.ac.jp
中嶋　幹郎　(教授)	実践薬学	mikirou@nagasaki-u.ac.jp
石原　淳　　(准教授)	薬品製造化学	jishi@nagasaki-u.ac.jp
椛島　力　　(准教授)	機能性分子化学	tsukaba@nagasaki-u.ac.jp
山田　耕史　(准教授)	薬用植物学	kyamada@nagasaki-u.ac.jp

また，「学生何でも相談員」「ハラスメント相談員」等も配置している。これらは，「長崎大学のホームページ→在学生のみなさまへ→学生生活→各種相談→『学生相談（なんでも相談）案内』」に掲載している。

Ⅸ　団体の設立について

学生がクラブ活動などのため団体を設立するときは，顧問教員を定めて，団体設立願を学生支援センターに提出し許可を受けること。継続のときは１年ごとに４月末日までに継続願を提出すること。

Ⅹ　掲示について

学生が学部内に掲示をするときは，薬学系事務室学務係に申し出て許可を受けること。

XI　保健管理について

毎年１回（春）定期健康診断が保健・医療推進センターで実施されるので必ず受診すること。特に４年次生や６年次生は就職試験を受験する場合，健康診断書が必要となるので注意すること。

実習中及び課外活動中に負傷した場合は，保健・医療推進センターを通じて長崎大学病院又は指定の外科医院で治療を受けられる。小さな怪我でも薬学系事務室学務係まで申し出ること。

薬学科生は，受入実習施設（病院・薬局）の規則により，ウイルス抗体検査と，必要であれば予防接種を受けること。１年次生は，後期開講の早期体験実習の前に４種（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）抗体検査を実施する。４年次生は，実務実習前の４種（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）抗体検査とHB検査（Ｂ型肝炎ウイルスの抗原・抗体検査）を実施する。検査の結果，陰性者は自費によりワクチン接種を行う。

XII　学生教育研究災害傷害保険について

学生傷害保険については，入学時に（財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に原則として全員が加入しているが，別に本学部では，長薬後援会の支援により傷害事故に対する保険に全員加入している。これら２つの保険により，実験・実習及び課外活動中の傷害事故，登下校時の経路中での傷害事故，その他の傷害事故について傷害保険金が支払われる。

事故に遭ったら，直ちに学生支援センター及び薬学系事務室学務係へ連絡すること。

XIII　下宿・アパート・アルバイトの紹介

下宿・アパートの紹介は長崎大学生活協同組合で，アルバイトの紹介は学生支援センターで取り扱っている。

XIV　郵便物の受渡し

学生宛の郵便物があれば，その都度掲示するので，学生証を呈示して薬学系事務室学務係で受領すること。

XV　海外渡航について

留学または私事により海外渡航する場合は，必ず「海外渡航届」を薬学系事務室学務係で受け取り，提出すること。また，帰国後は速やかに「帰国届」を提出すること。

XVI　緊急時の対応について

○火災発生時

１．「火事だ」と大声で周囲の人たちに知らせる。
２．廊下にある火災報知器のボタンを押す。
３．火災の場所と状況を消防署へ通報する（119）。
４．文教キャンパスの場合：守衛室（内線 2057，外線 095-819-2057），坂本キャンパス及び大学病院の場合：防災センター（内線（病）3440，外線 095-819-7788）へ連絡する。
５．周辺の者が中心となり初期消火が可能であれば試みる。
６．負傷者，行方不明者の有無を確認し，救助が可能であれば試みる。
７．負傷者（軽傷）がいる場合は，保健・医療推進センター（内線 2213，外線 095-819-2213）へ連絡する。（時間外は，大学病院救命救急センター（外線 095-819-7243）へ連絡する。）
８．火災発生状況などを担当教授等へ連絡する。
９．同様に薬学系事務室（内線 2415，外線 095-819-2415）へも連絡する。
10. 腰より火が高く上がっている場合や消火が不可能であれば，直ちに安全な場所へ避難する。避難時は，エレベーターは使用しない。

○地震発生時

１．ガス及び高圧ボンベの元栓を閉め，火を消す。
２．扉を開け，避難口を確保する。

3．ガラス窓付近の人は，離れる。
4．机の下など安全な場所に避難し，ゆれが収まるのを待つ。あわてて外に飛び出さない。
5．ゆれが収まったら，電気や消せなかった火を消す。ガスの元栓を閉める。火災発生の有無を確認し，グランドへ避難する。避難時は，エレベーターは使用しない。
6．避難後，余裕があれば負傷者の有無を確認し，救助できるならば救助に向かう。その際は，必ず２人一組で行動する。
7．担当教授等に負傷者，行方不明者などを連絡する。
8．同様に薬学系事務室（内線 2415，外線 095-819-2415）へも連絡する。

○ガス漏れ時
1．使用中の火を消し，ガスの元栓を閉める。
2．窓を開け，火の気を使わない。換気扇などの電気のスイッチに触らない。
3．なるべく新鮮な空気を吸うようにする。
4．状況に応じて，業者へ連絡する。（西部ガス長崎支店　095-826-9101）
5．担当教授等に報告する。
6．同様に薬学系事務室（内線 2415，外線 095-819-2415）へも連絡する。

○負傷者が出た時
1．応急処置を行う。
2．状況に応じて，救急車（119）を呼ぶか，保健・医療推進センター（内線 2213，外線 095-819-2213）へ連絡する。（時間外は，大学病院救命救急センター（外線 095-819-7243）へ連絡する。）
3．担当教授等に報告する。
4．同様に薬学系事務室（内線 2415，外線 095-819-2415）へも連絡する。

○毒劇物紛失時
1．紛失発見者及び周辺の者は，紛失物を探索し発見に努めると同時に，管理担当者，担当教授等及び薬学系事務室（内線 2415，外線 095-819-2415）へ連絡する。
2．管理担当者は担当教授等へ，担当教授等は薬学系事務室（内線 2415，外線 095-819-2415）へ連絡するとともにそれぞれが学部長へ連絡する。
3．探しても見つからない場合は，速やかに管理責任者である薬学部長から警察署，消防署への連絡を行う。

○休日・夜間時の緊急連絡先
守衛室　内線 2057，3016　外線 095-819-2057

【火災発生時】	長崎北消防署　095-848-0119
【不審者・不審物】	文教地区：（株）全日警　095-825-1653
	坂本地区：（株）ガードサービス長崎　095-855-1100
【エレベーター故障】	三菱電機ビルテクノサービス　095-823-1259

諸　手　続　一　覧

在学中に関係のある納入・願い出・届出・交付・申込等の諸手続は、次のとおりである。

１．納　入

区　分	納入先	金　額	備　考
授　業　料	口座振替による	年額　535,800円	授業料に改定があった時は、改定時からその金額となる。

※本件に関する問い合わせは事務局内財務部財務管理課資金管理班まで

２．願い出

種　別	提出先	期　日	備　考
休　学　願	薬学系事務室学務係	希望年月日の２週間前まで	病気のときは医師の診断書を添付のこと。
退　学　願			
復　学　願			
再　入　学　願		退学者が２年以内に再入学を願い出るとき。	

３．届　出

種　別	提出先	期　日	備　考
住　所　届	薬学系事務室学務係	毎年オリエンテーション時	変更があった場合はその都度
欠　席　届		欠席後３日以内	
保証人(住所)変　更　届		変更が生じた日以降	
海　外　渡　航　届		渡航前日まで	留学、旅行

４．交　付

種　別	交付先	期　日	備　考
学　生　証	学生支援センター	随　時	学割証・在学証明書・卒業（修了）見込証明書・健康診断書は自動発行機にて発行する。
学　割　証（ＪＲ）			
在　学　証　明　書			
卒業(修了) 見込証明書			
健　康　診　断　書			
卒業（修了）証明書	薬学系事務室学務係	随　時	３日前までに申し込むこと。
成　績　証　明　書			
通　学　証　明　書			前日までに申し込むこと。

５．施設使用

種　別	申込先	期　日	備　考
学生用ロッカー（１Ｆ：男性，２Ｆ：女性）	薬学系事務室学務係	2～3年次在籍中	鍵(貸与)を紛失した場合は各自負担
リフレッシュルーム（3F,4F, 5F）			飲食は厳禁
就職支援室（１Ｆ）			飲食は厳禁
「お薬の歴史資料館」兼リフレッシュルーム（2Ｆ）			飲食は厳禁
下村脩名誉博士顕彰記念展示室			飲食は厳禁

就　　　　職

薬学部卒業生の主な就職先は、病院薬剤部、薬局（調剤専門薬局を含む）、製薬会社及びその他企業、公務員等となっている。

○　求人募集については、学部に寄せられた求人票を整理して、就職支援室の掲示板に「求人案内」として掲示すると共に、各企業の事業内容、給与等を示したパンフレットをファイルに収め、自由に閲覧できるようにしてあるので利用すること。

　また、薬学部のホームページ（http://www.ph.nagasaki-u.ac.jp/student/gakumu/placement.html）でも求人一覧を閲覧することができる。

　長崎大学のホームページ（http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/job/index.html）にも就職案内が記載されているので、利用すること。

○　公務員試験の時期は一般に早く、国家公務員、地方公務員とも５～８月の間に行われる場合が多いので掲示に注意すること。

○　病院あるいは薬局からの求人は、企業とは異なり随時寄せられることが多い。

○　故郷に帰って就職することを希望する場合は、大学に寄せられる求人依頼は希なので、先輩、知人に依頼するなど自分で就職先を探すよう心がけること。

○　就職については、所属研究室の教員、就職支援委員又は薬学系事務室学務係に相談するとともに、就職支援行事に積極的に参加して、自分に適した職業を選ぶよう心がけること。

○　卒業生に対して、求人先から求人が寄せられることがあるので、卒業後の就職についても、薬学系事務室学務係に問い合わせること。

受 験 資 格 の 取 得

学科・課程	資格等
薬学科	薬剤師 医薬部外品，化粧品または医療用具の製造所責任技術者 医薬部外品，化粧品または医療用具の輸入販売所責任技術者 薬事監視員，麻薬管理者，食品衛生管理者， 食品衛生監視員，環境衛生指導員，検疫委員， 衛生管理者，外国製造医薬品等の国内管理者等業務 **※薬剤師の資格を取得することにより得られる資格です。**
薬科学科	栄養情報担当者 毒物劇物取扱責任者 放射線取扱主任者等 食品衛生監視員

薬剤師国家試験及び免許取得について

「薬剤師」とは厚生労働大臣の免許を受けて、調剤・医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを業務とする者をいう。

この免許を受けるには、薬学部薬学科を卒業後、薬剤師国家試験に合格しなければならない。

試験は年１回（２月～３月）実施され、願書は、出身大学を経由して提出することになっているので、特に、卒業後に願書を提出する場合は薬学系事務室学務係と連絡を密にされるよう留意されたい。

平成１６年に学校教育法並びに薬剤師法が改正され、教育年限を４年から６年に延長することが決まり、薬剤師国家試験の受験資格は６年間の薬学教育を修了後に得られることになった。

よって、平成１８年度以降の４年制学科入学者に対しては、薬剤師国家試験の受験資格は認められない。

ただし、４年制学科の学生については、平成２９年度までの入学者に限り、大学を卒業した後、薬学の修士又は博士課程を修了し、さらに６年制学科の卒業生に比べ、不足している医療薬学系科目や実務実習等の単位を、一定期間内（４年制課程の大学への入学の日から１２年を経過する日までの期間）に６年制学科で開講されている科目を追加で履修し、６年制学科の卒業生と同等であると厚生労働大臣が個別に認める場合にのみ、薬剤師国家試験を受験することができるとされている。長崎大学薬学部では、薬科学科学生が卒業後、不足している科目の単位修得方法として、大学院博士課程又は博士後期課程進学予定者に対して「薬剤師国家試験受験資格を得るための履修モデル」を設定している。

薬剤師国家試験受験資格を得るための履修モデルについて

薬学部では品質管理等を担保するための薬剤師資格をもった研究者・技術者を求める社会的要請に応えるため、４年制課程について、以下の「薬剤師国家試験受験資格を得させる履修モデル」を設定した。大学院入学手続期間に周知するので、掲示にて確認すること。

長崎大学薬学部薬科学科の学生が薬剤師国家試験の受験資格を得るための取扱いについて

（趣旨）

第１　長崎大学薬学部では、創薬・臨床開発に携わる研究者・技術者を養成する４年制課程の薬科学科について、品質管理等を担保するための薬剤師資格をもった研究者・技術者が求められている社会的要請に応えるため、薬剤師国家試験の受験資格を得させる履修モデル（以下「履修モデル」という。）を設定するものである。

（履修モデルの位置付け）

第２　この履修モデルは、長崎大学薬学部薬科学科に入学した学生が長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に進学して薬剤師国家試験の受験資格を得ようとする者に限って適用するもので、薬学部薬科学科と医歯薬学総合研究科との連携により実施するものである。

（履修モデルの適用）

第３　この履修モデルは、「薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成１６年１２月２１日厚生労働省令第１７３号）」に基づき、平成１８年度から平成２９年度までの薬学部薬科学科の入学者に対して適用するものである。

（履修モデルの受講等）

第４　履修モデルの受講を希望する者は、薬学部長の許可を得るものとする。

２　前項により受講を許可された科目の授業料等は発生しないものとする。

３　大学院に在学中に修得した履修モデルの科目は、薬学部長がその修得単位を証明するものとする（大学院課程における修得単位としては認めない。）。

（その他）

第５　履修モデルの実務実習（病院実習・薬局実習）に関する費用負担については、薬学部長が別に定めるものとする。

薬剤師国家試験受験資格を得るための
薬学部科目等履修生(履修モデルを含む)等の履修について

（平成 27 年 3 月 19 日決定
平成 28 年 3 月 2 日改正）

（位置づけ）

（１）区分

① 「長崎大学薬学部薬科学科の学生が薬剤師国家試験の受験資格を得るための取扱いについて（平成２１年９月１日　薬学部長・医歯薬学総合研究科長裁定)」第２に規定する履修モデルの者で、受講を許可された科目の授業料等は発生しない。

② 「長崎大学科目等履修生規則」第２条に規定する者で、検定料・入学料及び受講を許可された科目の授業料が発生する。

（２）受入

① 前項①に規定する科目等履修生(履修モデル生)は、事前に履修許可願いと履修登録願いを提出し、授業科目担当者が確認の上、教務委員会を経て、教授会で審議し、学部長が許可する。

② 前項②に規定する科目等履修生として入学を希望する者から提出された出願書類は、受講を希望する授業科目担当者が確認の上、教務委員会の事前審査を経て、教授会が入学の可否を決定する。
ただし、入学に関しては、無条件に認めるのではなく、厳密な選考を行うものとする。

（基本的考え方）

（１）履修モデル生の制度は平成２９年度入学者まで存続させるが、人数は上限３名に制限する。

（自由科目）

自由科目は薬理学Ⅳ、薬物治療学Ⅲ、薬物治療学Ⅳ、薬物治療学Ⅴ、臨床検査学Ⅰ、薬事関連法規の６科目とし、実践薬学Ⅰ（４年次前期)、実践薬学Ⅱ（４年次後期）の２科目は、共用試験受験年次に履修するものとする。さらに、自由科目の履修科目数の上限を設け、３科目とする。

（取扱い）

科目等履修生の取扱いは、次のとおりとする。

（１）履修モデルの定員は３名とする。

（２）選考は、次の優先順位を参考に決定する。１）１～４年次の GPA、２）４年次までの研究業績

（３）履修モデルの申請許可は、博士前期課程への入学時のみとし、博士後期課程・博士課程あるいは社会人からの申請は認めない。

（４）科目等履修生が履修科目を選択する際に、知識の積み上げが必要となる授業科目については、履修の順序に従って段階的に受講するように授業科目担当者が厳格に指導する。

（５）在宅医療実践学（６年次前期)、医療薬学総合演習（６年次前期）は、原則として実務実習（病院・薬局実習）の履修後に履修するものとする。

（６）科目等履修生の実務実習の履修要件は、在宅医療実践学、医療薬学総合演習以外の薬学科最低修得単位を満たす全ての科目を履修していることとする。

必 要 単 位 の 追 加 取 得 方 法

●「薬剤師国家試験受験資格を得るための履修モデル」により未修得単位を修得する場合

本学部の 4 年制学科を卒業後、本学の大学院医歯薬学総合研究科に入学し、履修モデル対象学生として必要単位を追加履修する。受講者は共用試験受験料、実務実習費を負担する必要がある。（必要科目の追加履修に係る授業料は不要）

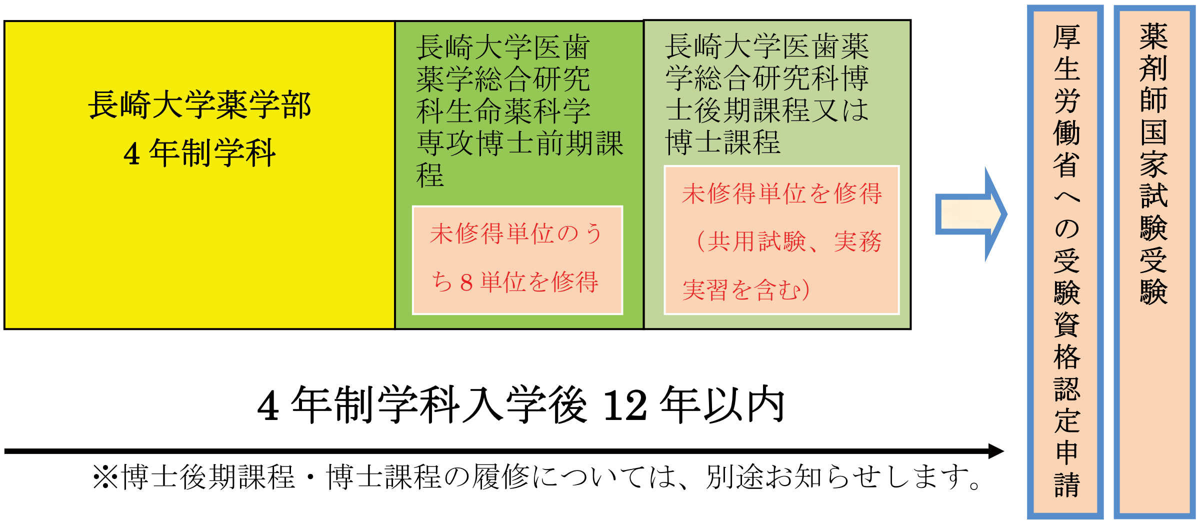

●「科目等履修生」として未修得単位を修得する場合

本学部の 4 年制学科を卒業後、大学院薬学系研究科博士前期課程を修了した後、本学部に科目等履修生として 4 年制学科入学後 12 年以内に必要単位を追加履修する。受講者は科目等履修生の検定料、入学料、授業料及び共用試験受験料、実務実習費を負担する必要がある。

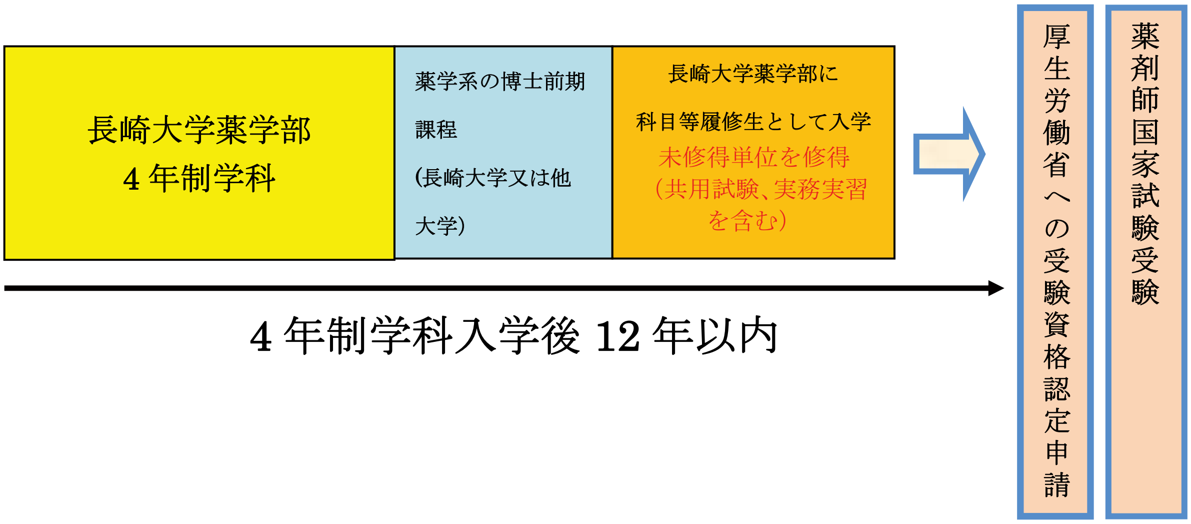

医歯薬学総合研究科附属薬用植物園

Ⅰ　沿　　革

　薬学部に薬草園を設置することは大学設置基準（昭和３１年１０月２２日文部省令第２８号）第３９条で義務づけられている。

　本園はそれ以前から薬学部の義務として、生薬・薬用植物を整備し、学部教育に供してきた。

　歴史的には

昭和４３年３月	長崎県西彼杵郡野母崎町野母に 14,292 ㎡の野母薬用植物園用地購入。
昭和４４年５月	長崎大学文教地区の再整備の一環として、研究栽培及び学生実習用材料の供給のため、約 3,000 ㎡の圃場造成等を図った。
昭和４６年３月	野母薬用植物園の面積を 15,416 ㎡に拡充。
昭和４７年５月	国立学校設置法施行規則第 20 条の規定に基づく教育、研究施設として、長崎大学薬学部附属薬用植物園の設置が認められた。
昭和５１年３月	雲仙岳の北斜面中腹に、校外薬用植物園拡充計画の一環として島原薬用植物園が建設された。
平成９年１１月	雲仙岳噴火のため、島原薬用植物園を閉園。
平成１５年４月	医歯薬学総合研究科附属となる。
平成１９年４月	野母薬用植物園を閉園。

Ⅱ　目　　的

教育用標本見本園としての便を図るため文教地区校内に設置され､各種薬用植物の栽培を行い、薬用植物学講義および薬用植物学実習に活用している。四季を通じて、約４７０種類の植物を観察することができ、許可を得てケシの栽培も行っている。ここには、管理棟を兼ねた教育研究施設も整備されている。

また、園内に長崎大学・ライデン大学（オランダ）国際学術交流事業、日蘭交流４００周年記念事業の一環として「シーボルト記念植物園」を設け、ライデン大学附属植物園より寄贈されたフジ、ケヤキ、イロハモミジ、ツタ、アケビ等５種の「シーボルト植物」のほか、シーボルトゆかりの植物を栽培している。

Ⅲ　主な薬用植物

薬用植物園では平成１８年３月発刊の「長崎大学医歯薬学総合研究科附属薬用植物園案内」に示すとおり、約４７０種の薬用植物を教育用標本として栽培している。

【ハルウコン】

【ウコン】

薬学部本館平面図（１Ｆ）

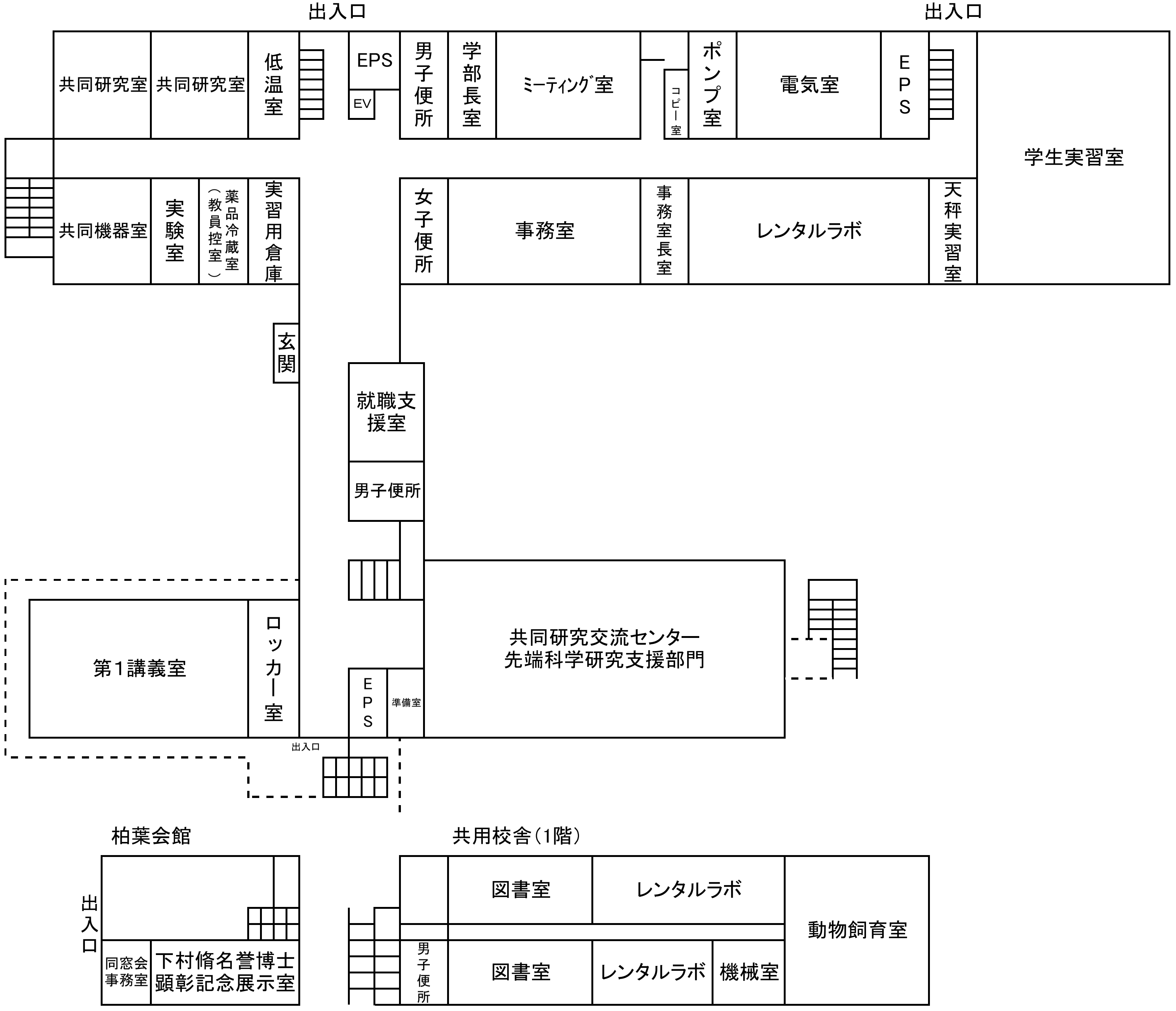
出入口
出入口
共同研究室
共同研究室
低温室
EPS
EV
男子便所
学部長室
ミーティング室
コピー室
ポンプ室
電気室
EPS
学生実習室
共同機器室
実験室
薬品冷蔵室（教員控室）
実習用倉庫
女子便所
事務室
事務室長室
レンタルラボ
天秤実習室
玄関
就職支援室
男子便所
第1講義室
ロッカー室
EPS
準備室
共同研究交流センター
先端科学研究支援部門
出入口
柏葉会館
出入口
同窓会事務室
下村脩名誉博士顕彰記念展示室
共用校舎（1階）
図書室
レンタルラボ
動物飼育室
男子便所
図書室
レンタルラボ
機械室

薬学部本館平面図（２Ｆ）

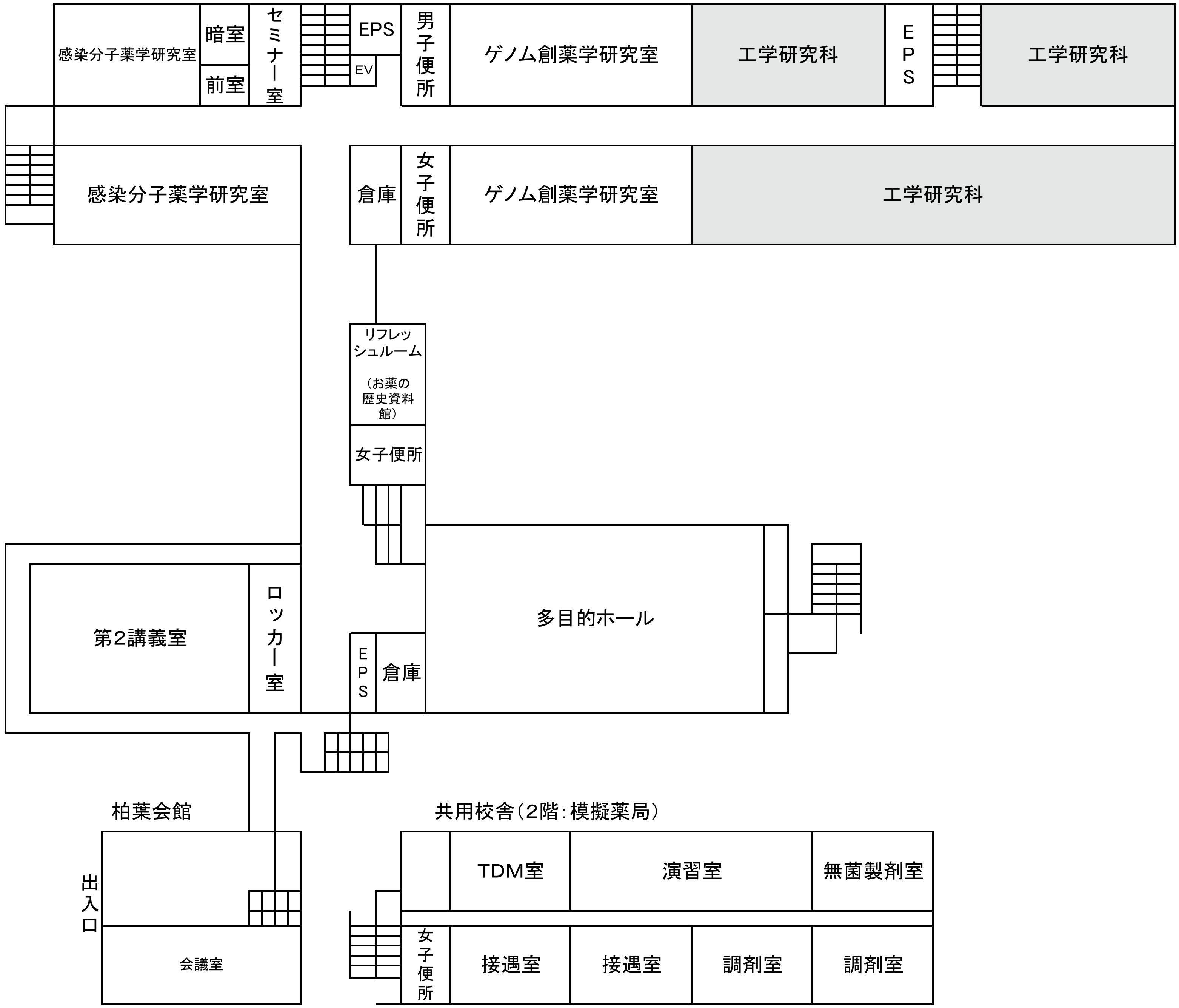

感染分子薬学研究室
暗室
前室
セミナー室
EPS
EV
男子便所
ゲノム創薬学研究室
工学研究科
EPS
工学研究科
感染分子薬学研究室
倉庫
女子便所
ゲノム創薬学研究室
工学研究科
リフレッシュルーム
（お薬の歴史資料館）
女子便所
第2講義室
ロッカー室
EPS
倉庫
多目的ホール
柏葉会館
出入口
会議室
共用校舎（2階：模擬薬局）
TDM室
演習室
無菌製剤室
女子便所
接遇室
接遇室
調剤室
調剤室

薬学部本館平面図（３Ｆ）

薬学部本館平面図（４Ｆ）

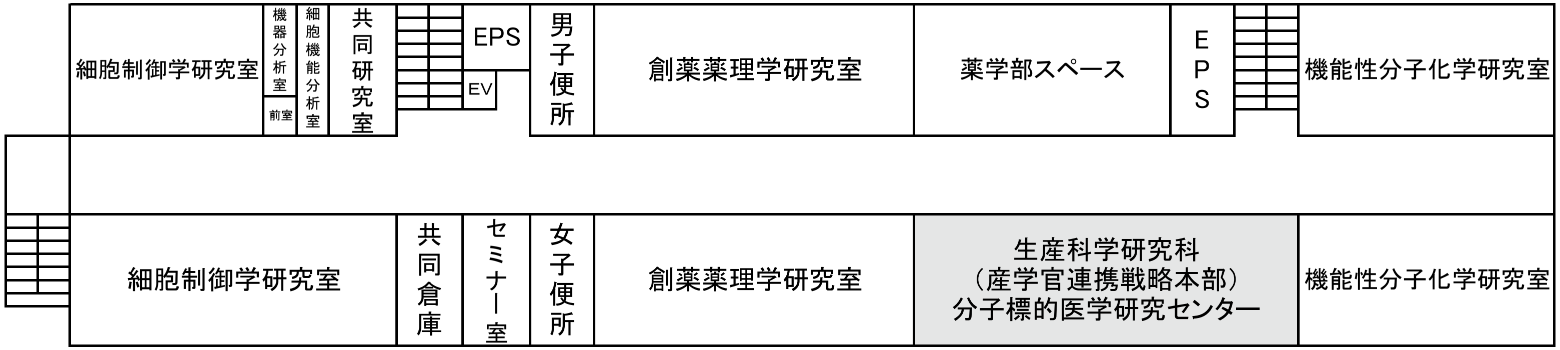

薬学部本館平面図（５Ｆ）

医歯薬学総合研究棟（歯学部本館）平面図（７Ｆ）

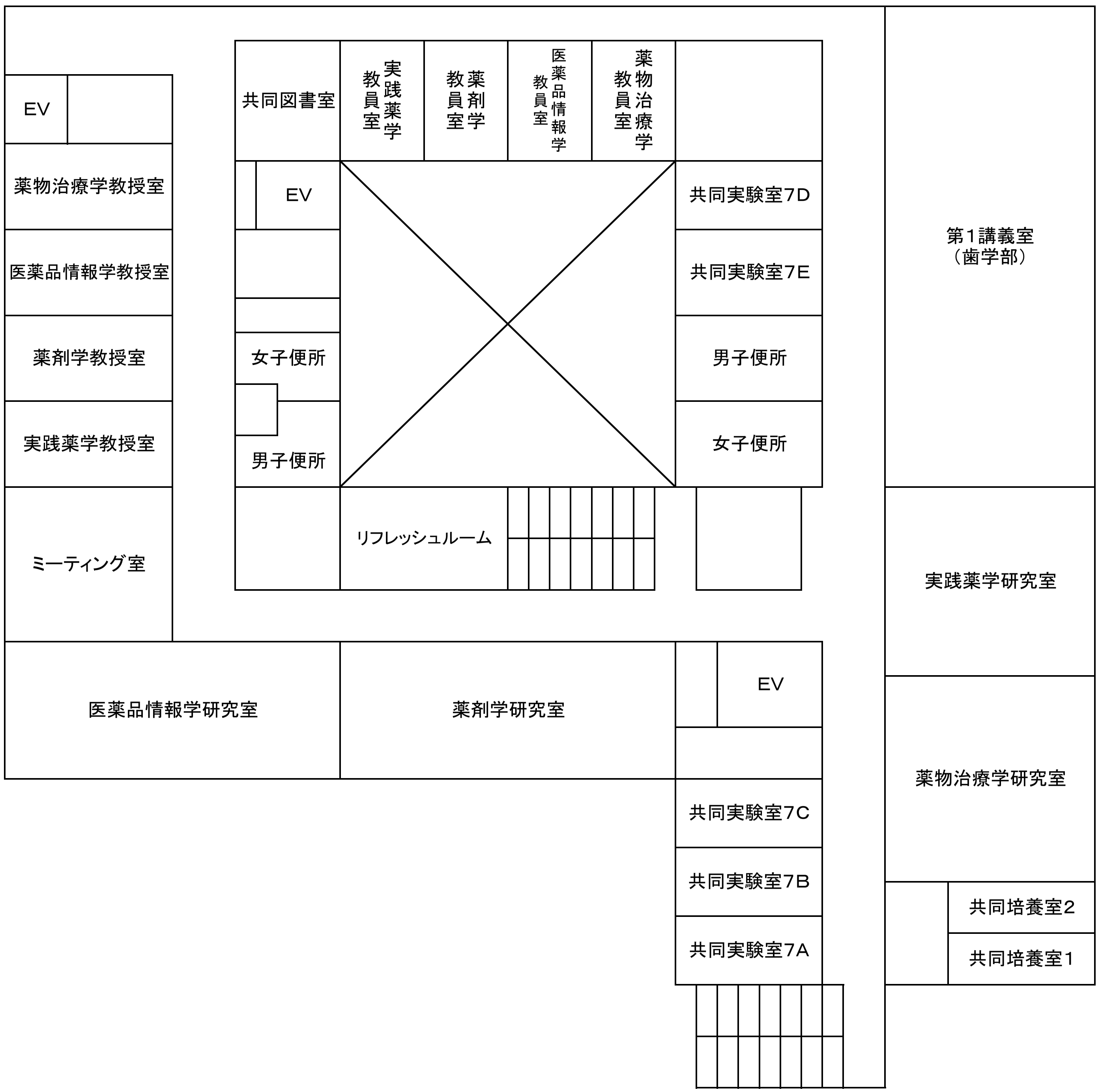

交通アクセス

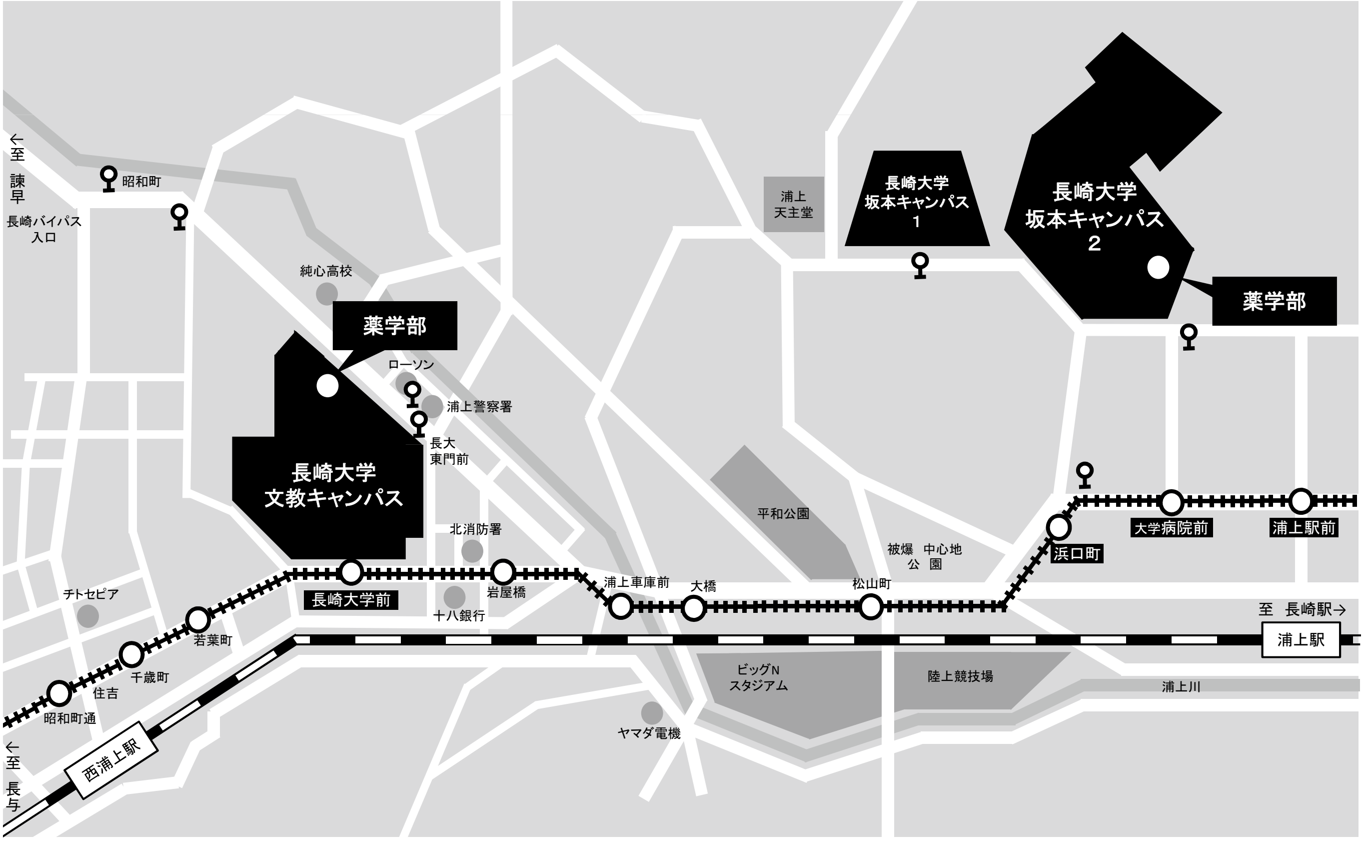

←至 諫早
昭和町
長崎バイパス
入口
純心高校
薬学部
ローソン
浦上警察署
長大
東門前
長崎大学
文教キャンパス
北消防署
チトセピア
長崎大学前
岩屋橋
十八銀行
若葉町
千歳町
住吉
昭和町通
←至 長与
西浦上駅
浦上
天主堂
長崎大学
坂本キャンパス
1
長崎大学
坂本キャンパス
2
薬学部
平和公園
被爆 中心地
公 園
浦上車庫前
大橋
松山町
浜口町
大学病院前
浦上駅前
至 長崎駅→
浦上駅
ビッグN
スタジアム
陸上競技場
浦上川
ヤマダ電機

薬学部キャンパス配置図

文教キャンパス

坂本キャンパス2

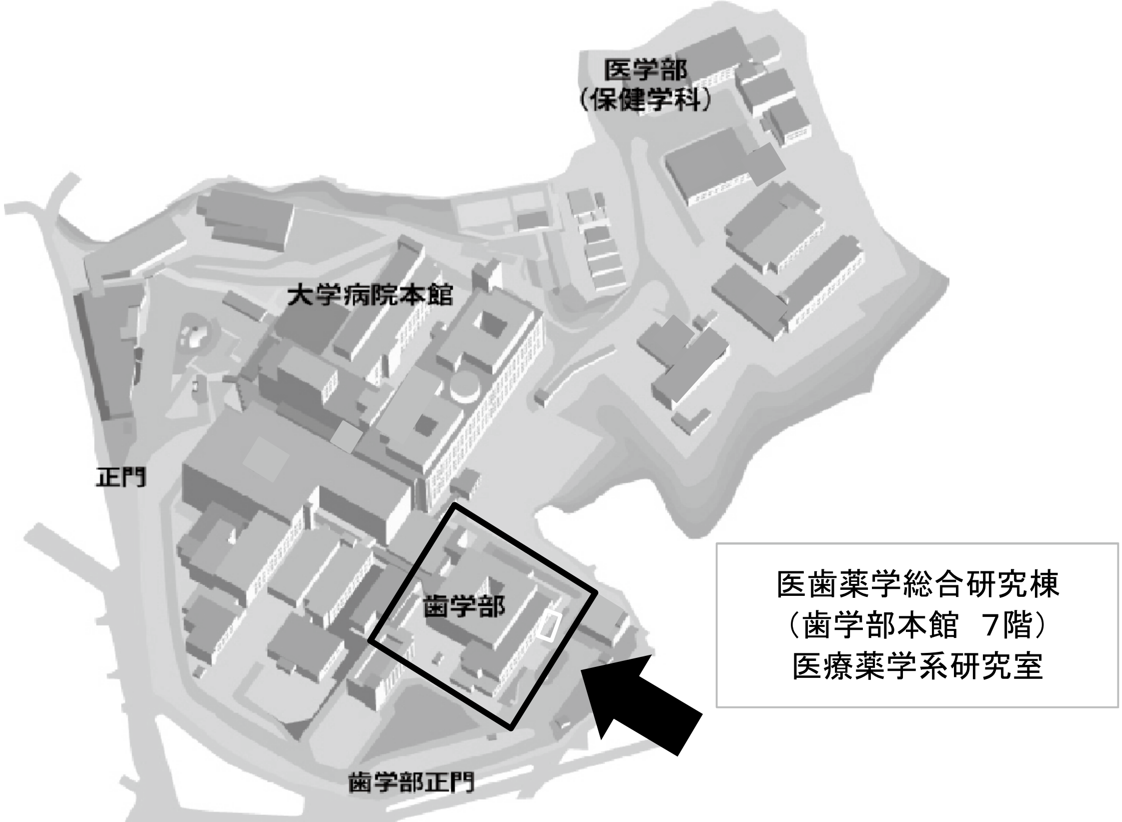

長崎大学薬学部校歌

八波　則吉　作詞
瀬戸口藤吉　作曲
青木　義勇　編曲

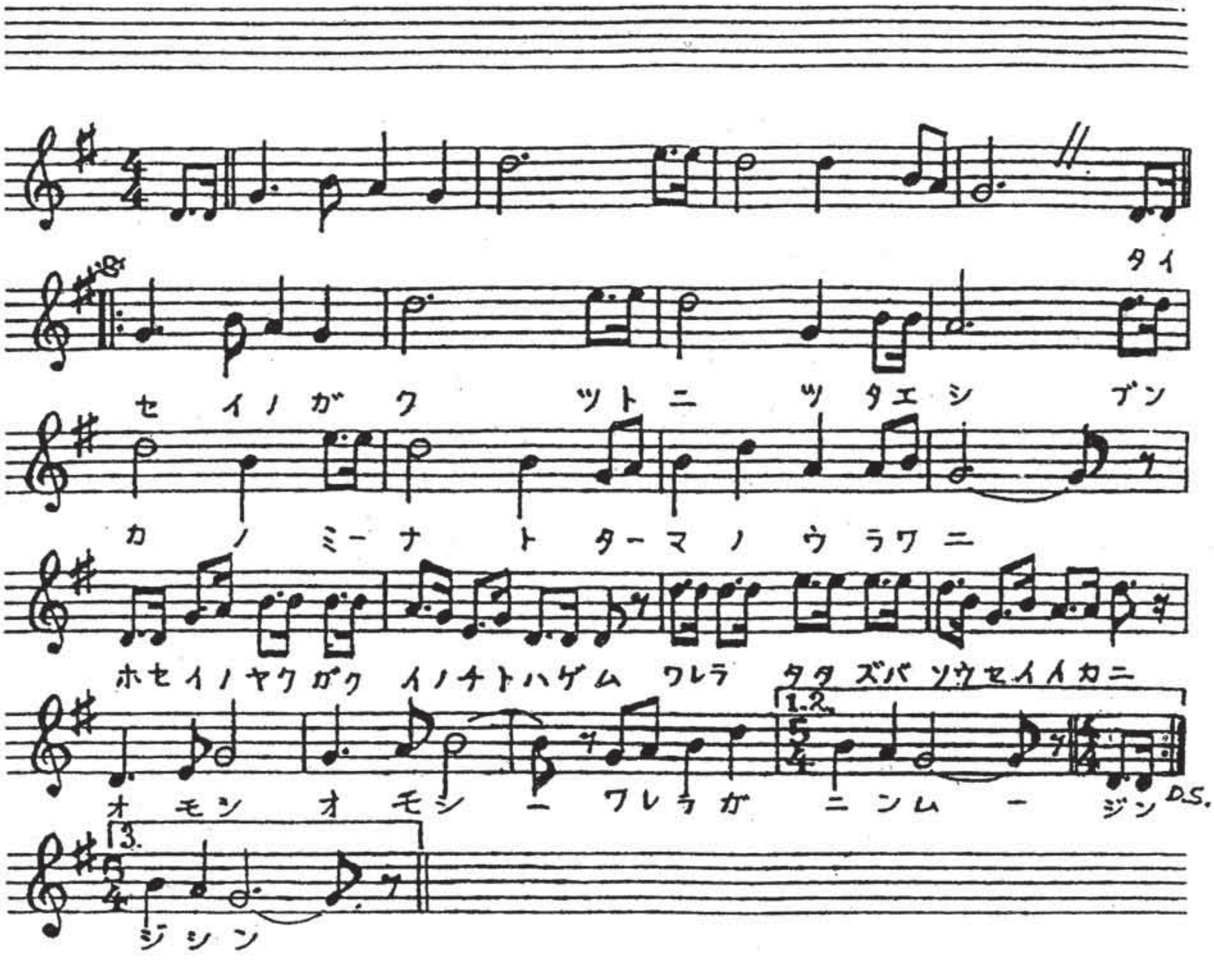

一、泰西の学夙に伝えし
文化の港瓊の浦和に
補生の薬学命と励む
我等立たずば蒼生如何に
重し　重し　我等が任務

二、塵環遠く浦陵ヶ丘に
緑樹環れる学園ここに
知識の源　化学の泉
汲みて世にしく仁慈の波を
楽し　楽し　我等が理想

三、人寿つながる千古の秘奥
開かでやまじと四時に貫く
柏葉健児が燃えたつ意気を
稲佐ヶ丘の夕陽赤し
強し　強し　我等が自信

長崎大学医歯薬学総合研究科　薬学系事務室　学務係

〒852-8521　長崎市文教町１番14号

電話　(095) 819-2416